

## 設置趣旨等を記載した書類

### ① 設置の趣旨及び必要性

#### 1. 大正大学の理念と沿革

本学は、大正 15 年に日本で唯一の仏教総合大学を目指して設立された大学であり、伝統宗派である天台宗、真言宗豊山派、真言宗智山派、浄土宗の四宗団をその設立母体として教育研究活動を展開し、大乘仏教精神を体現する多くの人材を長年にわたって社会へと送り出してきた。

本学の建学の理念は、大乘仏教の根本精神である「智慧と慈悲の実践」を掲げている。平成 21 年 3 月には、理事会において大学の中長期運営計画である中期マスタープランが策定され、建学の理念に基づく教育ビジョン「4つの人となる」（慈悲・中道・自灯明・共生）を以下の通り定め、人類の福祉に貢献する人材の育成に取り組んできた。

慈 悲：生きとし生ける者に親愛の心を持てる人となる  
中 道：とらわれない心を育て、正しい生き方ができる人となる  
自灯明：真実を探究し、自らを頼りとして生きられる人となる  
共 生：共に生き、ともに目的達成のための努力ができる人となる

人類が活かされてきた最大の恩恵でもある地球環境が、人間自らの手によって破壊されようとしている今、必要なことは、人間一人ひとりが未来のために貢献する生き方をすることである。地域や社会、生活のあり方を常に考えて、人と人との関係の再構築を目指し、他人の幸せのために生きられる人となつてほしい、という願いは人類の福祉に貢献する人材育成そのものである。本学は上記の教育ビジョンを踏まえて、これまで培ってきた教育研究分野の再構築を試みるとともに、現代社会が抱える課題やニーズに対応する新たな学部・学科の設置を目指して、平成 22 年 4 月には、既存の人間学部、文学部に加え、新学部として、仏教学部及び表現学部を開設した。

近年の 18 歳人口減少の中にあつて、大学を取り巻く社会情勢の変化に対応すべく行ってきた教育改革の姿勢と大学運営と教育の融合にかかる取り組み内容が社会に理解・評価され、本学の各学部・学科に対する志願者は高い水準を維持している。

こうした取り組みをさらに躍進するために、平成 23 年 4 月、大学運営ビジョン「首都圏文系大学においてステークホルダーからの期待、信頼、満足度 No.1 を目指す」を掲げた。「首都圏文系大学」とは、この場合、中規模（収容定員約 8,000 人まで）の大学で文系教育を特色とする大学のことをいい、「No.1」とは、大学におけるすべての事業内容を対象とするものである。その中核は教育・研究活動、学生生活、地域・社会貢献、学風の醸成、大学運営という 5 つの社会的責任への取り組みである。

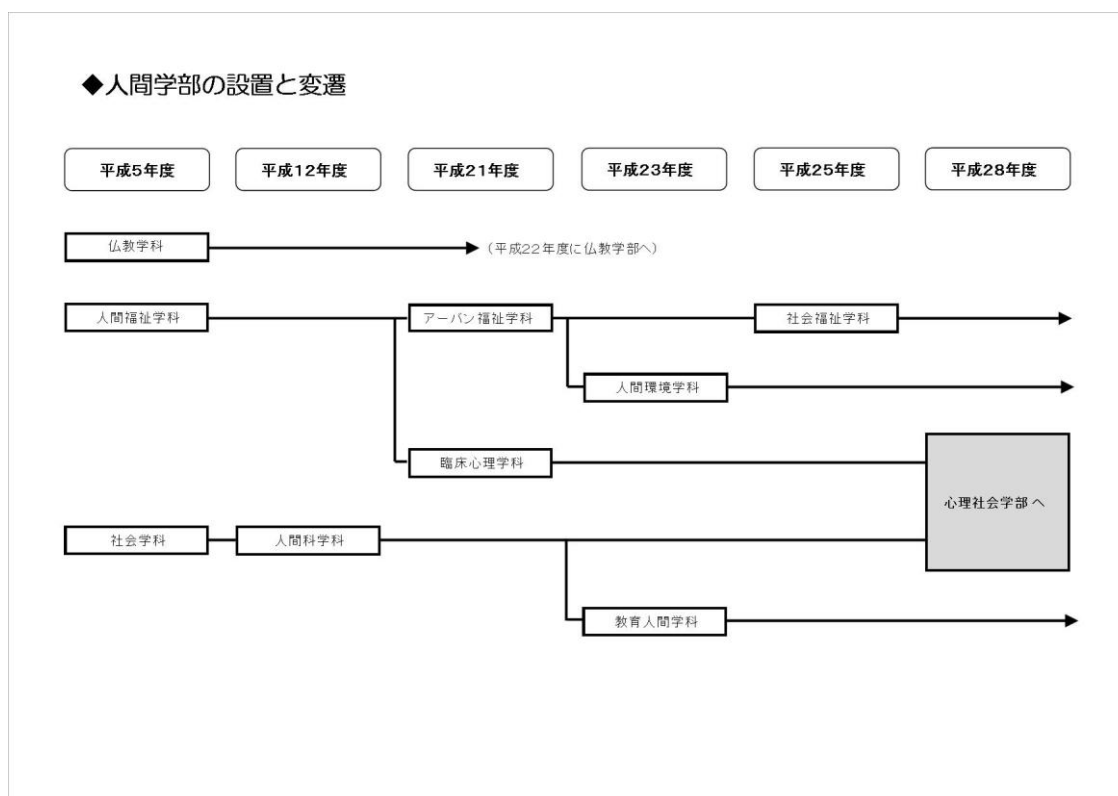
この目標を達成するために、具体的な達成指標を用いてマネジメントへ転換しようとする試みが「期待、信頼、満足度」というキーワードである。これらは顧客（ステークホルダー）の視点からの評価について表現したものである。一方、大学の取り組みの視点で見ると、期待とは大学が行った約束（公表されているすべての事項）であり、信頼とは約束を確実に実行する（あるいは実行の努力が目に見える）ことである。また満足度は、実行によって恩恵を受けた人々が期待通りの価値を見出すことができたかどうかという評価に他ならない。すなわち、正しい点検・評価が行われ、顧客の求めとのギャップがフィードバックされ、是正や改善、改革につなげるマネジメントシステム（PDCA サイクル）を確立させる。こうした循環によって首都圏文系大学 No.1 の目標に向かって大学を運営させる

機能を TSR（大正大学の社会的責任 Taisho University Social Responsibility=TSR）マネジメントと位置付けている。

そして、教職員及び学生、さらには大学に関わる多くのステークホルダーが価値観を共有し、組織も人も達成に向けた取り組みを行おうとする態度、姿勢を TSR シップと名付けた。

## 2. 設置の趣旨と必要性

本学の人間学部は、人間が「幸せに生きられる」社会に貢献する人材育成を旗印に、平成5年に実施した全学改組の取り組みの中で設置した学部である。開設時点においては3つの学科、すなわち仏教学科、人間福祉学科、社会学科を設置し、常に変化する現代社会にあって、日常生活において自ら考え、行動する能力を有すると同時に、さまざまな問題を課題として発見し、解決するための能力と行動力を備えた人材を育成してきたところである。しかしながら、時代や社会の変化の中で人間学部として取り扱う分野を拡大し続けてきた結果、以下のような改組による学部改革を経て現在に至る。



こうした改組を重ねていく中で、多様な学びが実現する一方、教育活動の重層化、複雑化が生じてきた。これによって、受験生や保護者から学問体系の解りづらさが指摘されるようになり、その影響もあって近年受験者数が減少傾向にあった。

このたびの心理社会学部の設置は、既存の人間学部を発展的に改組するものであり、その趣旨には2つの側面がある。

第一は、上述したように既存の人間学部が取り扱う学問分野が拡大して、単一学部組織としては広範になりすぎ、ともすると統一感に欠ける状況にあったことに対する改善策と

しての対応である。他大学の学部組織の多くが専門領域を共通のテーマやキーワードで絞り込み、その名称も受験生や保護者からわかりやすい表記となっていることが社会的な認知の容易さという点で評価されていることから、本学としてもその学領域に鑑み、より平易で理解しやすい教育組織と名称へと移行することが必要と考えたものである。そこで、今回新学部に移行する 2 学科の主要な基礎学問領域が心理学、社会学であることから届出のような学部名称とした。

第二は、改組によって学部内の学領域を実質的に整理し、再編することである。人間科学科は、社会学、心理学、身体科学を複合的に学ぶ教育課程となっている。一方の臨床心理学科は、心理学の中でもより実践的な学領域を担い、対人理解と援助の技法を体験的に学ぶ教育課程となっているが、その基盤には、人間を生物・心理・社会的存在として統合的に捉える視点がある。両学科ではこれまでも、学領域の基礎学修から専門学修までを効果的に学べるよう、それぞれの教育課程の編成や教員組織を構築してきたところであるが、特に基礎学修の部分については同分野の領域を扱うことが多かった。人の心や人間社会という極めて多義的・多面的な事象から実証的知見を導くためには、科学的方法論が必須であり、これは人間科学科の教育、研究において基軸となる部分である。また臨床心理学においても、実証科学的方法論は、対人理解と心理臨床研究において重要な基礎部分を占めているのである。

このことから、両学科を 1 つの学部として統合することによって専門性や学びのテーマが明解になることに加え、両学科の学生が共通して履修する基礎科目や選択制の専門科目を設けることによって、学部教育の質の向上と幅が広がることが期待できる。あわせて、学部として扱う学領域を 2 つに絞り込む形で再編することによって、コンパクトな交流型の教育コミュニティを形成することに繋がり、所属する教員間の学際的な研究活動の充実にも資するものと考えている。

以上の理由により、本学は特色ある教育・研究活動を目指すための改革・改善努力を行う一方で、社会やステークホルダーからの要請に対してより明確に応える必要性があるとの認識から、心理学、社会学を中心とする人間科学の知見に基づいて、個人の心理から社会現象に至るまでを幅広く統合的な視野から理解する能力と高いコミュニケーション能力を身に付け、それぞれの職業領域や地域社会で自ら課題を発見・解決して積極的に貢献できる人材を養成することを目的として、新たに入学受入方針、教育課程編成方針及び学位授与方針（資料 1）を定め、平成 28 年度に心理社会学部を開設し人間科学科及び臨床心理学科を設置するものである。

なお、既存の人間学部人間科学科及び臨床心理学科については同年度より募集停止とする。

## ② 学部・学科等の特色

このたび設置する心理社会学部人間科学科及び臨床心理学科は、個別の教育方針や特色については既存の人間学部設置されていたものを引き継ぐ形となる。したがって、基本的な教育課程の編成及び履修方法の変更は行わない。しかしながら、両学科が担う学領域のうち、特に基礎部門及び専門教育科目の一部を両学科の学生が共通して履修する科目として双方向型の履修機会を提供し、学生の学習意欲を効果的に高めることによって専門部門へとスムーズに移行させる。そのために学部共通部門として、基礎的理論と方法論を学ぶ基礎科目群（7 科目 14 単位）を新たに開講することとする。また、社会学、心理学を中心とした学際的視野を養うことを目指して、各学科の既存の科目の中から現代心理社会科目群（8 科目 16 単位）を設定し、これも学部共通部門として位置づけた。

両学科とも社会情勢や時代の変化の中で、将来の職業人としてたくましく生き抜いていくための能力、資質を養っていくため、キャリア育成の視点を日常の教育活動に組み入れ、学生一人ひとりの成長と将来の進路選択のプロセスを見守り、適切な指導を行っていく。そのために所属教員は担任制等の形態を導入し、所轄事務部局や質保証推進室が保有する各種データ等を活用して教育指導を行う。また、教育開発推進センターが進めているTSRセルフマネジメント教育と連携し、学生が主体的に自身の将来像をとらえてキャリアプランニングを実施するための支援を行う。

これによって心理社会学部では、わが国における草分け的な存在として多くの教育研究実績を重ねてきた臨床心理学の実践的な学領域に加え、社会学及び身体科学を中心とする人間科学の知見に基づいて、個人の心理から社会現象に至るまでを幅広く統合的な視野から理解する能力と高いコミュニケーション能力を身に付ける。こうした両学科における学びの交流の中で、広い意味での汎用的能力と応用力を醸成し、将来それぞれの職業領域や地域社会で自ら課題を発見・解決して積極的に貢献できる人材を養成する。

各学科の特色については、以下の通りである。

## 1. 人間科学科

人間科学科では、現代社会における人々の「人生」と「生活」＝「Life」において生じる現象や課題を、社会学、心理学及び身体科学から複合的に解明できる人材を育成するための教育を行う。そのために、人間発達（Lifeの「人生」「いのち」としての側面）を、文化や社会変動などの要因も踏まえて複合的に理解する視点を身につけるための科目群、及び絶えず変化をとげていく現代社会生活の諸課題（Lifeの「生活」「暮らし」としての側面）を心理的側面も含めて複合的に理解する能力を養うための科目群が開講される。人間科学科の学生には、共通の基礎的能力として、心理学・社会学で培われてきた心理学実験法、社会調査法、統計学などの実証研究の方法論を身につけることが求められる。また学生は1年次から4年次にわたり、各種の演習・実習を受講することで、自ら仮説を立てて実験や調査を行い、レポートにまとめる力を修得することができる。そこで培った能力は、将来幅広い分野でビジネスに活かせる実践力となるはずである。

以上の点を集約すると、本学科の特色は以下の3項目である。

### (1) 3つの領域で複眼的な思考を身に付ける

社会学と心理学からのアプローチに加え、身体科学という観点からも人の「Life」に迫る。現代社会のしくみや人間の行動・心理を理解する力を養う。

### (2) 仮説を立ててデータを集めて実証する考え方を身に付ける

自分の抱く問題・関心に気づき、それについて仮説を立て、統計的データだけでなく、聞き取り調査や、実験や観察をしてさまざまな角度から分析する力を身に付ける。

### (3) 自分で計画を立てて調査・実験できる実践力を身に付ける

自ら問題を設定し、調査計画を立て、既存の文献や資料、あるいは調査・実験結果に基づいて論文としてまとめることにより、「Life」に関する深い理解を獲得する。

これらの教育活動を通じて、社会学や心理学を中心とした人間科学の幅広い知見と高い

公共性を身に付け、時代の変化に積極的に対応し、自ら課題を発見・解決できる人材を育成することが本学科の目的である。卒業後の進路としては、前述の能力を活かした多様な進路が期待でき、人と接すること、ライフサポートを希望する者は、商品販売、保健、住宅販売などで、修得した分析力や説得力を活かしたい者は、広告や出版、IT業界、商品企画や販売計画などの分野への就職が想定される。グループワークで培った自らの考えを伝える力、グループをまとめる力は、幅広い職業で活かすことができると考えている。

## 2. 臨床心理学科

臨床心理学科の特色は、心理学の中でもより実践的な学領域を専門的に学ぶことができる点である。教員それぞれが専門領域を持っており、現場の多くの実務家との交流がある。そのことが後述の実習先の豊富さにも繋がっていて、保育園や小中高等学校のほか、医療機関、精神障害者共同作業所や重度ろう重複聴覚障害者生活支援施設など多様な実習施設を確保している。また、本学には附置研究所としてカウンセリング研究所が設置されており、昭和38年の開設以来、一貫して「外来相談」「臨床研究」「臨床教育」「研修」を担う機関として活動してきた。こうした実務・実践的な知的資源を豊富に有する組織が学内に存在する点も、本学科の強みであるといえる。また、教員組織や学修環境だけではなく、教育課程の編成についても実践的な学びを提供できるカリキュラムを構築しており、こころの支援について基礎段階から応用まで効果的に学ぶことができる。

以上の点を集約すると、本学科の特色を以下の3項目として表現できる。

### (1) 対人援助を基礎から学ぶ

広く心理学・臨床心理学の諸領域を基礎から学ぶ。実験や観察、実習など実践的な学びを通して、対人援助の手法を体験的に獲得する。

### (2) 豊富な実習先を用意。知識を現場で活かす

これまでの長い歴史と実績の中で培ったネットワークを活用し、学校や医療機関など豊富な実習先を用意。学んだ知識を現場で再確認し理解を深める。

### (3) 最新の施設で、体験型授業を展開

少人数による双方向の授業や実習を多く取り入れる。また最新機材を使った心理学実験室で科学的なアプローチを体験できる。

これらの教育活動を通じて、臨床心理学の基礎的知見に基づいて、人間の多様なあり方を探索、理解し、周囲と円滑なコミュニケーションを形成しつつ、幅広い社会領域で貢献することのできる人材を育成することが本学科の目的である。卒業後の進路としては、前述の能力を活かした多様な進路が期待でき、公認心理師・臨床心理士（大学院進学）、福祉施設や医療施設職員、公務員（法務技官、法務教官、家庭裁判所調査官、児童相談所職員など）、その他一般企業（人と接する仕事など）などが想定される。

### ③ 学部・学科等の名称及び学位の名称

#### 1. 学部の名称について

本学部は、心理学、社会学を中心とする人間科学の知見に基づいて、個人の心理から社会現象に至るまでを幅広く統合的な視野から理解する能力と高いコミュニケーション能力を身に付け、それぞれの職業領域や地域社会で自ら課題を発見・解決して積極的に貢献できる人材を養成することを目的としている。

そこで、これらの教育研究分野を明確に表し、かつ社会や受験生などにも理解されやすい学部の名称を検討し、以下の通り決定した。

学部の名称：心理社会学部（英訳名称：Faculty of Psychology and Sociology）

#### 2. 学科の名称及び学位の名称について

##### （1）人間科学科

人間科学科は、平成 5 年度に実施した改組の際に人間学部社会学科として設置し、平成 12 年度に現在の名称へと変更したものである。平成 22 年度に、それまで人間科学科の下に置かれていた教育人間学専攻を学科として設置したことに伴って、現在の教育体系へと移行した。以来、社会学や心理学などの分野から、人間の諸側面のうち「Life（生命＝人生＝生活）」を複眼的に探究することを「人間科学」と捉えて教育研究活動を行ってきた。この度の設置については、既存の学科名称が社会や受験生に十分認知されている点や、前述の学領域を適切に表しているとの認識に基づいて、以下の通り学科の名称及び学位の名称を継続して使用することとした。

学科の名称：人間科学科（英訳名称：Department of Human Sciences）

学位の名称：学士（人間科学）

##### （2）臨床心理学科

本学は、昭和 38 年に附置研究所としてカウンセリング研究所を開設して以来、一貫して臨床心理学の分野で研究活動を重ねている。その実績として、悩み苦しんでいる人々に対する問題解決への援助技法としてのカウンセリングの研究、カウンセラーの養成及び臨床活動を通して斯界に人材を送り出すなど大きな成果を生み出してきたところである。既存の臨床心理学科もそれらの活動を深化させることを目的として、平成 21 年度に設置されたものである。この度の設置については、既存の学科名称が社会や受験生に十分認知されている点や、心理学の中でもより実践的な学領域を担う学科であることを明確にするため、以下の通り学科の名称及び学位の名称を継続して使用することとした。

学科の名称：臨床心理学科（英訳名称：Department of Clinical Psychology）

学位の名称：学士（臨床心理学）

#### ④教育課程の編成の考え方及び特色

本学では全学共通科目として第Ⅰ類科目を設定しており、「学びの窓口」と「学びの技法」の2つの区分で構成されている。「学びの窓口」は、文化、社会、自然及び地域の4分野で構成され、各分野から幅広く基礎を学び、専門分野への窓口として、学ぶ方法を身に付けることを目的としている。一方の「学びの技法」は、基礎科目と展開科目で構成され、大学での学びに必要とされる基礎的学修スキルを身に付けることを目的としている。この第Ⅰ類科目は初年次の導入教育という意味合いもあるが、これらの科目履修を通じ、社会人として生きていくための基本的姿勢や態度を身に付けさせることに重点を置いている。初年次から将来に対して明確な目標を持たせることで、その後の学生生活におけるキャリア教育活動へスムーズに移行することができるようになっている。

学科ごとの専門教育科目である第Ⅱ類科目については、基本的な教育課程の編成の考え方及び特色を、既存の人間学部人間科学科及び臨床心理学科から踏襲するが、新たに学部共通部門を設けて、心理社会学部の学生として心理学理論と社会学理論の基礎を統合的に学ぶ機会を1年次に提供する。

学科ごとの教育課程の編成の考え方及び特色については、以下の通りである。

##### (1) 人間科学科

人間科学科における科目区分は、学部共通部門、基礎部門、研究法部門、専門部門と区分されている。この区分は、学年進行に対応しており、知識の修得と学びの深化が段階的・体系的に進行するように構成されている(資料2、資料3)。

具体的には、学部共通部門の基礎科目として、「心理社会研究入門」(必修)、「社会学の基礎A」、「社会学の基礎B」と「心理学の基礎A」、「心理学の基礎B」(3科目6単位選択必修)、「心理学研究法A」、「社会調査法A」(2科目4単位必修)を1年次に履修することにより、学部共通の理論や方法論の基礎を修得する。また学科における基礎部門には1年次に履修する「基礎ゼミナールⅠ」、「基礎ゼミナールⅡ」や「身体科学の基礎」等があり、グループワークを通じて課題発見力と自律的な行動意識を醸成する。

研究法部門には、統計学や調査法に関する科目、演習形式でデータの取得と分析の手法、分析結果の報告の方法を学ぶ基礎的な演習科目があり、実証的理解を深め、コミュニケーション能力及び実践的能力を身に付け、協調性の大切さを学ぶ。研究法部門は2年次を中心に履修され、学生自身が3年次以降の学びを考慮して選択的に履修をすることが要請されている。研究法部門のうち「社会調査実習」は、3年次において2コマ連続の通年で開講される科目であり、社会調査法・統計学で得た知識・技術を、各学生が活用し成果を報告書として発表するまでの過程を実践的に学ぶ。

専門部門では「人間発達科目(A群)」、「現代社会生活科目(B群)」があり、学部共通部門の「現代心理社会科目」とあわせ、現代社会における多岐にわたる社会学、心理学に関連する課題を個別具体的に学ぶ。専門部門における特別研究は原書講読の力を養成する科目である。3年次で履修する「人間科学専門演習Ⅰ」、「人間科学専門演習Ⅱ」は全学生が1人の担当教員のクラスに所属し、卒業論文の完成にいたるまで2年間にわたり専門化をした学修を行う。そして4年次に学修の集大成として、個別指導による卒業論文を書くことによって知識の活用方法と応用力を身に付ける。

以上のように科目区分は基本的に学年進行に対応しており、社会学、心理学の基礎的な理論と方法を1、2年次に修得し、2年次から3年次において社会学、心理学及び身体科学に関連した諸領域の現代的課題を複合的に理解する力を養うための科目を履修する体系となっている。同時に、3、4年次に専門演習、社会調査実習、卒業論文を通じて、社会学、心理学に特化した専門性の高い学びを、少人数のクラスで実践的に学ぶことができる。各

種の実験を伴う演習科目や社会調査実習では、グループワークにより自ら計画を立てデータを取得する過程を重視しており、学内での実験や学外のフィールドでの調査を各学生が実践することにより、人間と社会の実証的理解と実践的能力が涵養することができる（資料4）。

## （2）臨床心理学科

臨床心理学科における科目区分は、学部共通部門の他、基礎部門、方法・研究部門、演習・実習部門、専門ゼミナール部門、応用部門、卒業論文・卒業研究に大別される。この区分は、学年進行に対応しており、知識の修得と学びの深化が段階的・体系的に進行するように構成されている（資料5、資料6）。

各科目区分の構成であるが、学部共通部門の基礎科目の履修年次は1年次であり、心理社会学部の学生として心理学理論と社会学理論の基礎を統合的に学ぶ科目群から構成され、社会学及び心理学の基礎的な理解を行う。基礎部門の履修年次は1、2年次であり、臨床心理学研究に必要なスキルを学ぶ科目群から構成され、調査力、読解力、思考力、表現力を養う。

方法・研究部門の履修年次は1、2、3及び4年次の全学年にわたっているが、基礎心理学分野及び臨床心理学の各領域の概論的知識を幅広く修得できる科目群と、専門的実践についてより深く学べる科目群からなる。この方法・研究部門の科目群は、学生各自の興味関心に合わせて自由に履修できるようになっており、学年進行と共に段階的に高度な内容を学んでいくことが可能で、課題発見力、課題解決のための広い視野を身に付ける。

演習・実習部門の履修年次は2年次であり、心理学の基礎実験を通して研究論文の書き方を学ぶ科目と、各領域の臨床心理士を複数ゲスト講師に招いて現場での仕事の実践を学び、全学生が保育園実習に参加する科目から構成され、実証的理解、実践的能力、協調性を身に付ける。

基礎的な知識を修得した3、4年次は、全学生が「専門ゼミナール」に所属し、4年次の卒業論文執筆に向けて個別の研究テーマに取り組み、ゼミ形式で発表や討議を行うことで、協働力と自律的な行動意識の醸成を促す。また、3、4年次の応用部門では、さらに高度な実務的・実践的内容を学ぶ科目群と、外部実習に出るインターン、大学院を目指す学生のための専門的内容を学ぶ科目群を配置しており、実証的理解、コミュニケーション能力、実践的能力、応用力の大切さを知る。

以上のように、本学科の科目編成は、学年進行と共に基礎的知識から専門的実践まで段階的・体系的に学べる配置になっている。教育課程編成上の特色としては、臨床心理学の各領域を網羅した科目群をバランスよく配置すると同時に、体験的演習や外部実習など実務的・実践的内容を重視した臨床的な科目群を配置していることである（資料7）。



## ⑤教員組織の編成の考え方及び特色

本学ではこれまでも計画的に、学問領域や年齢構成を検討しながら教員採用を実施してきた。心理社会学部人間科学科及び臨床心理学科の、教員組織の編成の考え方及び特色は以下の通りである。

### (1) 人間科学科

心理社会学部の設置に当っては、教育課程等を既存の人間学部人間科学科から引き継ぐ形をとっており、専任教員についてもそのまま心理社会学部人間科学科へ異動することになっている。したがって、これまでの社会学系、心理学系、そして身体、情報などの複眼的な教育研究体制を引き継ぎ、開設時から充実した教育研究活動を保証できる教員組織となっている。

本学科の開設時の教員組織は、教授 8 人、准教授 4 人、専任講師 2 人であり、うち 6 人が博士の学位を有している。また学問領域は、社会学系 5 人、心理学系 4 人、身体科学 1 人、情報学 1 人、教養学系 3 人となっており、本学科の研究対象学問分野に鑑みてバランスのとれた構成となっている。

年齢構成については、完成年度までに「大正大学職員就業規則」第 43 条（資料 8）に基づいて定年となる専任教員が 1 人いるが、完成年度までの安定した教学運営、教育研究水準の維持及び後進教員の育成指導を目的に、特例処置として雇用の継続を行う。

完成年度の 3 月 31 日時点において 30～39 歳が 1 人、40～49 歳が 4 人、50～59 歳が 4 人、60～64 歳が 4 人、65～69 歳が 1 人と全体のバランスをとり、教育研究水準の維持、発展に支障がない構成とする。

また完成年度までに 60～64 歳となる 4 人の専任教員のうち 2 人は「教育職員の定年の特例に関する内規」（資料 9）の適用条件に該当するため定年は満 67 歳となる。さらに、満 70 歳まで特任教員に移行して教育研究活動に従事することが可能である。

以上のことから、本学科の教員組織の編成は、充実した教育研究活動を完成年度まで十分に保証できるものと考えられる。

### (2) 臨床心理学科

心理社会学部の設置に当っては、教育課程等を既存の人間学部臨床心理学科から引き継ぐ形をとっており、専任教員についてもそのまま心理社会学部臨床心理学科へ異動することになっている。

本学科の開設時の教員組織は、教授 4 人、准教授 2 人、専任講師 2 人であり、うち 3 人が博士の学位を有している。その後、担当授業科目の開講年度によって専任教員が順次就任し、完成年度（平成 31 年度）には教授 8 人、准教授 2 人、専任講師 2 人の教員組織とする計画である。

本学科では心理学の基盤に立ちながらも、精神医学等の関連分野や様々な心理臨床領域の科目も含めて臨床心理学を体系的に幅広く学ばせる体制をとっている。専任教員のうち 2 人は精神科医師であり、それぞれ児童精神医学と青年期以降の精神医学を専門としている。臨床心理学系の専任教員は、病院心理臨床、司法領域、教育相談、産業領域、被害者支援、家族臨床、発達障害、障害者支援などの研究実績と臨床実践経験を有しており、それぞれの専門に応じた科目を担当することで、理論だけでなく実践例を交えた教育を提供する。

年齢構成については、完成年度の3月31日時点において40～49歳が3人、50～59歳が4人、60歳～65歳が4人、66歳～70歳が1人とする計画で、各年代のバランスのとれた構成によって教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障はない。

なお、完成年度までに「大正大学職員就業規則」第43条（資料8）で定年として定められている満65歳に達する教員が2人いるが、1人については「教育職員の定年の特例に関する内規」（資料9）の適用条件に該当するため定年は満67歳となる。さらに、満70歳まで特任教員に移行して教育研究活動に従事することが可能である。もう1人については、同内規の適用条件に該当しないため定年退職となるが、その専門分野を考慮して後任を補充し、教育研究の継続に支障がないようにする。

以上のことから、本学科の教員組織の編成は、充実した教育研究活動を完成年度まで十分に保証できるものとする。

## ⑥ 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

全学共通科目である第Ⅰ類科目は、初年次の導入教育という意味合いもあるが、これらの科目履修を通じ、社会人として生きていくための基本的姿勢や態度を身に付けさせることに重点を置いていることは前述の通りである。この方針に基づき、履修に当たっては、学びの窓口では「地域連携貢献論」を必修とし、残りの「文化」、「社会」、「自然」の各テーマ科目群からそれぞれ2単位以上を必修とする。学びの技法では「基礎技法A-1」、「基礎技法A-2」、「基礎技法B-1」、「基礎技法B-2」、「基礎技法C」、「英語1」、「英語2」、「英語3」及び「英語4」を必修とし、その他の科目を選択必修としている。

これらを合計して26単位以上修得することと定めており、全学共通科目としてすべての学生に対してバランスよく知識とスキルを身に付けさせることのできる指導を行う。

学科ごとの専門教育科目である第Ⅱ類科目については、以下の通りである。

### （1）人間科学科

人間科学科において養成する人材像は、「社会学や心理学を中心とした人間科学の幅広い知見と高い公共性を身につけ、時代の変化に積極的に対応し、自ら課題を発見・解決できる人材」である。こうした人材を育成するために、以下のような教育課程を編成している。

人間科学科のカリキュラムの特徴は、社会学、心理学、身体科学の視点から幅広い視野を涵養し、探究に値する問題・課題の発見、それを明らかにするための方法、知見を正確に伝えるための報告・執筆の能力を、学生が自ら調査や実験を実践しながら学ぶところにある。これらを少人数での演習を中心に修得を進めていくことも本学科の特徴である。1年次には「基礎ゼミナールⅠ」「基礎ゼミナールⅡ」（必修）でグループワークを通じリサーチと報告の仕方・論文の書き方の方法を実践的に学ぶ。2年次には「心理学実験基礎演習」、「身体科学実験基礎演習」、「社会学基礎演習」の各分野における基礎演習を学生が任意に選択し、実践的にデータの収集や分析法を学ぶことができる。3年次には「人間科学専門演習Ⅰ」「人間科学専門演習Ⅱ」（必修）を履修し、最大14人程度を最大とする少人数制のクラスで、1年間1人の教員の指導を受け、自ら問題発見を行いデータの分析から報告・レポートの完成までの過程を学修する。一部の専門演習のクラスは、「人間科学応用演習Ⅰ」「人間科学応用演習Ⅱ」とあわせて履修をすることが求められ、実質的に2コマ連続の授業として運営される。これにより長時間にわたる指導が必要になる実験や調査を実施することができるようにしている。専門演習の指導教員が4年次における卒業論文

の指導を行い、幅広い視野を養成する科目群を開講しながらも、より専門性の高い学びができるようにしている。

学部共通部門の基礎科目として、1年次に履修すべき科目には、「心理社会研究入門」(必修)、「心理学の基礎A」「心理学の基礎B」「社会学の基礎A」「社会学の基礎B」(3科目 6単位選択必修)、「心理学研究法A」「社会調査法A」がある。このほかに学科の基礎部門として、「人間科学の基礎」(必修)と「身体科学の基礎」が、学科の専門科目を履修するうえでの基礎となる知識を修得する科目として開講されている。

研究法部門としては、リサーチの方法とデータの分析法の基礎を学ぶ「社会学の理論と方法」「心理学研究法B」が1、2年次の基礎科目とされ、これらのうち1科目2単位が選択必修である。さらに研究法部門として「心理学実験基礎演習Ⅰ・Ⅱ」、「身体科学実験基礎演習」、「社会学基礎演習Ⅰ・Ⅱ」の他、「社会調査法A」「社会調査法B」「社会調査法C」、「社会統計学Ⅰ・Ⅱ」が開講されており、調査法や統計学の基礎から応用までを修得できるようにしている。また研究法部門の展開科目のひとつである「社会調査実習」は、2コマ連続の授業を通年で履修する形となっており、学生は社会調査の過程全体を実践的に学んでいくことができる。

専門部門は、社会学及び心理学を中心に複眼的な視野から現代の人間社会に生じる諸課題について学ぶ科目群が配置されている。これらの科目は人間発達科目(A群)、現代社会生活科目(B群)に分類されている。人間発達科目群は社会学・心理学・身体科学の視点から、人間の生涯にわたる発達について複眼的に学ぶことを意図した科目が開講されている。現代社会生活科目群は社会学を中心に心理や情報学の視点もとりいれつつ、現代社会に特有の諸課題について理解を深める科目となっている。この他に学部共通部門である現代心理社会科目は、現代の社会制度と社会問題から生じる心理・社会的課題について学ぶ科目となっている。

人間発達科目群及び現代社会生活科目群からそれぞれ10単位以上、かつ両科目群の合計32単位以上を選択必修、現代心理社会科目群から4単位以上を選択必修としている。以上のように、社会学・心理学の枠組みを超えた区分とし、なおかつ各群に偏らない履修ができるようにすることにより、学科の理念である複眼的な思考ができる能力を養成することを目指している。

人間発達科目群、現代社会生活群及び現代心理社会群の履修には基礎部門や研究法部門の知識が求められる科目が多いため、履修年次は2~3年次が中心となるが、「青年期とアイデンティティ」、「コミュニケーションの心理学」については学生の発達段階と人間科学の魅力を伝え関心を高める科目として1年次に配当されている。

さらに「人間科学特別研究A」「人間科学特別研究B」は英語による原書講読の力を涵養するための授業であり演習形式で行われる。

卒業要件を満たすためには、124単位のうち、学部共通部門を含む第Ⅱ類科目から以下の科目を、必修もしくは選択必修として履修しなければならない。基礎分野における学部共通部門の「心理社会研究入門」2単位、「心理学の基礎A」「心理学の基礎B」「社会学の基礎A」「社会学の基礎B」のうち3科目6単位、「心理学研究法A」「社会調査法」を2科目4単位必修、基礎部門の「人間科学の基礎」「基礎ゼミナールⅠ」「基礎ゼミナールⅡ」の3科目6単位、研究法部門の「心理学研究法B」「社会学の理論と方法」から1科目2単位、専門部門のうち人間発達科目群と現代社会生活科目群からそれぞれ10単位以上、かつ両科目群の合計32単位以上を選択必修、学部共通部門の現代心理社会科目群から2科目4単位、「人間科学専門演習Ⅰ」「人間科学専門演習Ⅱ」の2科目4単位、「卒業論文」8単位、以上の合計68単位以上を取得する必要がある。

本学は全学部にCAP制をとっており全学年共通に各セメスター24単位の上限を課している。これにより、学生は各科目の履修をするうえで適正な学修時間を確保できるよう配慮をしている。

人間科学科の養成する人材像は「社会学や心理学を中心とした人間科学の幅広い知見と

高い公共性を身に付け、時代の変化に積極的に対応し、自ら課題を発見・解決できる人材」である。また「自ら課題を発見できる能力を活かした多様な進路」として、調査企画、システム開発、商品企画、公務員のほか、一般企業で活躍できる人材を養成することを理念としている。これを達成する履修モデル（資料2、資料3、資料4）として、まず1年次において基礎的な社会学・心理学の理解を深め（「心理学の基礎A」「心理学の基礎B」、「社会学の基礎A」「心理学の基礎B」）、同時に「心理社会研究入門」、「人間科学の基礎」を通じてこれらの学問を複合的に修得することの意義を学ぶ。1年次の基礎ゼミナール、2年次の社会学・心理学・身体科学の基礎演習、3年次の専門演習及び応用演習は、小規模なクラスでのグループワークが求められ、学生は自ら課題を発見し、メンバーと役割分担をしながら自律的に研究活動を行うための力を身に付けていくことができる。時代の変化に積極的に対応できる力や自らの課題を発見・解決するために必要な知識や視野は、専門部門（人間発達科目群・現代社会生活科目群）及び現代心理社会科目群（学部共通部門）をバランスよく学ぶことで基盤が形成され、専門演習・卒業論文の執筆により、修得した知識を自分で活用するという実践的な経験を積むことで応用力を身に付けることができる。こうした実践を支えるうえで重要な知識や技術は、調査法や統計学、実験計画の立案に関する知識であり、パソコンを活用してこれらを実践するスキルでもある。本学科では、こうした知識やスキルを、研究法部門の科目を選択必修とすることで、すべての学生に修得させることを求めている。

人間科学科の教育研究の目的は、「社会学や心理学などの分野から、人間の諸側面のうち「Life（生命＝人生＝生活）」を複眼的に教育研究することで、複雑性や多様性が增大する現代社会を解説・分析するための総合的な能力を涵養する」ことである。人間の諸側面のうち、「Life」を複眼的に学ぶよう、専門部門は社会学・心理学の既存の学問領域の枠をはめない3つの群として分類されており、その内容も人間の生命＝人生＝生活を構成する諸側面のうち、とりわけ重要な側面を幅広くカバーしたものとなっている。現代社会の課題を解説・分析するための総合的な能力の基礎としては、社会学・心理学を基盤とした人間についての複合的かつ科学的な理解、複雑性や多様性を増す社会の現状を鋭敏にとらえることを可能にする社会調査法や統計学の知識・スキルが必須である。本学科では、これらを必修・選択必修科目とするのみならず、「社会調査実習」の先修制科目とすることにより、多くの学生が履修すべき科目と位置付けている。こうした技術を応用しつつ、自らの発見した課題に継続的に取り組む姿勢や能力は、必修科目である3年次の専門演習と4年次の卒業論文で実践的に学ぶことができる。また現代社会についての解説・分析は、3年次の通年科目である「社会調査実習」で体系的に学ぶことができ、学生自ら調査計画を立案し、データを収集・分析し報告書を完成させるまでの過程を経験することができる。

## （2）臨床心理学科

臨床心理学科において養成する人材像は、「臨床心理学の基礎的知見に基づいて、人間の多様なあり方を探索、理解し、周囲と円滑なコミュニケーションを形成しつつ、幅広い社会領域で貢献することのできる人材」である。こうした人材を育成するために、以下のような教育課程を編成している。

はじめに「授業の内容に応じた授業の方法」であるが、④「教育課程の編成の考え方及び特色」で言及した「科目区分」と「科目構成」に沿って説明したい（資料5、資料6、資料7）。本学科の「科目区分」は、「学部共通部門」、「基礎部門」、「方法・研究部門」、「演習・実習部門」、「専門ゼミナール部門」、「応用部門」、「卒業論文・卒業研究」に大別される。

「学部共通部門」のうち「基礎科目」の履修年次は1年次であり、心理社会学部の学生として心理学理論と社会学理論の基礎を統合的に学ぶ科目群からなる。科目群のうち、

「心理学の基礎A・B」、「社会学の基礎A・B」で、各理論の基礎知識を講義中心の授業によって学修させる（学生数 150 人程度）。そして、社会学と心理学を専門とする二人の教員が共同担当する「心理社会研究入門」で、個人の心理から社会現象に至るまでを幅広く統合的な視野から理解するための講義を行う（学生数 150 人程度）。「心理学研究法A」と「社会調査法A」（いずれも学生数 60 人程度）では、研究の基本となる統計分析の初歩を、それぞれ記述統計と仮説検定に重点を置きながら、講義と体験的演習によって修得させる。「現代心理社会科目」群は、「心理社会研究入門」で身に付けた、心理学的視点と社会学的視点を統合する視点をさらに具体的なテーマで展開する講義によって、現代社会の諸問題を複眼的に理解する姿勢を涵養するものである。2、3 年次を中心に各テーマの概論的知識を幅広く修得できる講義中心の科目群（学生数 50～100 人程度）である。

「基礎部門」の履修年次は 1、2 年次で、「基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ」、「心理査定法」という科目によって、臨床心理学研究に必要なスキルを修得させる。「基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ」は「調べる」「まとめる」「発表する」「討議する」といったグループ作業（ゼミ形式）を通して、調査力・読解力・思考力・表現力・コミュニケーション力等の養成を行う（学生数 20 人程度でクラス振り分け）。「心理査定法」は臨床の基本となる心理査定の初歩を講義と体験的演習によって修得させる（学生数 60 人程度）。

1 年次に「学部共通部門」と「基礎部門」で基礎知識および研究・臨床の基本を修得させたのち、2 年次に「演習・実習部門」を履修させる。「演習・実習部門」は、心理学の基礎実験の体験的演習を通して研究論文の書き方を修得させる「心理学基礎演習」（学生数は 20 人程度でクラス振り分け）と、各領域の臨床心理士を複数ゲスト講師に招いて現場での仕事の実践を講義で学ばせ、全学生を 4 人程度のグループに分けて 3 回の保育園実習に参加させる「臨床心理学基礎実習Ⅰ・Ⅱ」からなる（学生数 120 人程度）。これらの授業により、卒業論文に向けて個別の研究テーマに取り組む能力を養成し、また実際の臨床現場に出るときの心構えや態度について指導を行う。

「方法・研究部門」の履修年次は 1、2、3、4 年次の全学年にわたっているが、1 年次に基礎心理学分野の講義中心の科目群（学生数 100 人程度）を配置、2、3 年次に臨床心理学の各領域の概論的知識を幅広く修得できる講義中心の科目群（学生数 50～100 人程度）を配置、3、4 年次に専門的实践についてより深く学べる体験的演習ないしゼミ形式の科目群（学生数 30 人程度）を配置している。

3、4 年次には「専門ゼミナール部門」の「臨床心理学専門ゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」を履修させる。これは「卒業論文」、「卒業研究」に直結する科目であり、学生各自に個別の研究テーマに取り組ませ、徹底的なゼミ形式授業と個別指導で「卒業論文」の完成を目指す。また、この専門ゼミナールは、学生同士の切磋琢磨や協同学修が自然な形で生じるように、3 年次 10 人程度と 4 年次 10 人程度の学年混成科目として開講される（学生数 20 人程度）。また、同じく 3、4 年次に履修できる「応用部門」は、より高度な実務的・実践的内容を学ぶ科目群（学生数 30 人程度）と、外部実習に出る「臨床心理学演習（インターン）」、大学院を目指す学生のための専門的内容を学ぶ科目群「臨床心理学特殊研究ゼミナールA～D」、「原書講読A～D」を配置している。「臨床心理学演習（インターン）」については外部実習を希望する学生数 30 人程度を想定し、「臨床心理学特殊研究ゼミナールA～D」、「原書講読A～D」の授業は学生数 30 人程度で行うゼミ形式である。

なお、履修指導の際、学生にとっての分かりやすさを考えて「発達臨床プログラム」、「心理援助プログラム」、「アドバンス科目」という科目枠を設け、発達支援に関心がある学生には「発達臨床プログラム」、より一般的な心理援助に関心がある学生には「心理援助プログラム」、大学院レベルの講義内容を体験したい学生には「アドバンス科目」に含まれる科目を履修するように指導している。

次に卒業要件について、科目区分ごとに必修・選択必修・選択等の科目数、単位数について説明したい。第Ⅰ類科目は教養教育、リメディアル教育、アカデミックスキル修得を中心とした科目で、「学びの窓口」と「学びの技法」からなる。前者は 28 科目、後者は 63

科目が開講されており、両者から必修 16 単位を含む 26 単位以上が選択必修となっている。

第Ⅱ類科目は、前述した通り、「学部共通部門」、「基礎部門」、「方法・研究部門」、「演習・実習部門」、「専門ゼミナール部門」、「応用部門」、「卒業論文・卒業研究」に大別される。「学部共通部門」は、心理社会学部の特色として心理学と社会学を統合的に学ぶために 15 科目を配置しており、「基礎科目」では 2 科目 4 単位必修、残りの 5 科目から 3 科目 6 単位以上選択必修である。「現代心理社会科目」8 科目はいずれも選択科目である。「基礎部門」は 3 科目 6 単位必修、「演習・実習部門」は 3 科目 6 単位必修、「専門ゼミナール部門」は 4 科目 8 単位必修とし、年次進行に従って段階的に学びを深めることができる科目配置になっている。「方法・研究部門」は 21 科目 52 単位が開講されており、「学部共通部門」の「現代心理社会科目」と合わせて 14 単位以上選択して履修することを推奨している。「応用部門」は 14 科目 32 単位が開講されており選択である。これらの科目は、学生各自の興味関心に合わせて自由に履修できる。

「卒業論文」、「卒業研究」は 2 科目から 1 科目 8 単位選択必修にして重視している。学生は「専門ゼミナール部門」の「臨床心理学専門ゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」を履修して個別の研究テーマに取り組み、先行研究の調査・整理、研究発表、独自のリサーチ・クエスションの設定および質問紙調査やインタビュー調査の実施と調査結果の分析、考察、論文執筆を 2 年間継続し、指定された形式で一定水準を満たす 2 万字以上の卒業論文を提出することで 8 単位を認定される。したがって、8 単位の設定は妥当といえる。

最後に、「履修科目の年間登録上限」についてであるが、本学は CAP 制を導入しており、半期 24 単位、年間 48 単位が履修科目の年間登録上限となっている。これにより、学生は各科目の履修をするうえで適正な学修時間を確保できるよう配慮をしている。

## ⑦ 施設、設備等の整備計画

### ア 校地、運動場の整備計画

本学が目指す教育環境は、教室フロアをメインに配置した「正規カリキュラムによる教育活動を充実させる施設」と、閲覧室やラーニングコモンズ等を配置した「自立性（自己研鑽力）と協調性（コミュニケーション力）を育む修学環境を実現させる施設」をキャンパス内にバランスよく整備してきた。これは後述するように、本学における伝統的な自主学修スペースである閲覧室の利点を継承しつつ、学生個人の自立とグループ内コミュニケーションによる協調を生み出す環境づくりを志向したものである。

本学部の開設時における大学全体の収容定員は、学部、大学院を合わせて 4,513 人である。主要キャンパスである東京都豊島区西巣鴨の巣鴨校舎（校地面積 23,809.44 m<sup>2</sup>）、課外活動を中心に活用している埼玉県北葛飾郡松伏町にある埼玉校舎（校地面積 48,784.07 m<sup>2</sup>）の 2 キャンパスに分かれており、両キャンパスは公共交通機関を用いて約 1 時間の距離にある。埼玉校舎は課外活動の利用を主としており、教育研究活動はすべて巣鴨校舎で実施している。

運動場については、埼玉校舎に 31,428.50 m<sup>2</sup>の運動場と延床面積 1,312.94 m<sup>2</sup>の体育館がある。巣鴨校舎は運動場がないが、2 階建て延床面積 1,597.63 m<sup>2</sup>の 6 号館に柔道場と 2 つのアリーナが整備されている。さらに、クラブ棟である 9 号館にはトレーニングルームがあり、春・秋に実施される利用講習会を受講したうえで、学生と教職員が自由に利用可能となっている。

学生の休息のための空地については、創立 90 周年記念事業であるキャンパス整備における校舎の新築と合わせてランドスケープ工事を実施し、開放的な広場等の整備にも力を注いできた。キャンパス内の銀杏並木や日本庭園、10 号館前広場にベンチやテーブルを設

置しているほか、平成 25 年に完成した南門けやき広場にも多数のベンチを設置しており、学生の休息、交流の場として活用されている。

## イ 校舎等施設の整備計画

巣鴨校舎は、JR 池袋駅から約 2km、地下鉄三田線西巣鴨駅から徒歩 2 分、JR 埼京線板橋駅から徒歩 10 分、都電荒川線新庚申塚駅から徒歩 7 分であり、交通の利便性が良い。校舎については、研究室を 2 号館（校舎面積 6,587.44 m<sup>2</sup>）、3 号館（同 9,258.09 m<sup>2</sup>）、4 号館（同 2,184.94 m<sup>2</sup>）、5 号館（同 6,110.30 m<sup>2</sup>）、7 号館（同 7,803.63 m<sup>2</sup>）に、講義室を配しているのは 2 号館、3 号館、5 号館、7 号館、10 号館（同 2,960.25 m<sup>2</sup>）、13 号館（同 5,655.55 m<sup>2</sup>）等であり、収容人数 39 人以下の教室が 30 室、40 人以上 99 人以下の教室が 42 室、100 人以上の教室が 12 室の計 84 室となっている。その他には演習室を 49 室、実験実習室を 26 室、情報処理学修施設を 4 室配している。

本学では、平成 28 年に迎える創立 90 周年を前にキャンパス改革整備を実施しており、平成 22 年 4 月に 7 号館、同 6 月に 6 号館（体育棟）、平成 24 年 4 月に 3 号館（教育・研究棟）、平成 25 年 4 月に 5 号館（教育・研究棟）、同 5 月に 11 号館（実習施設）が完成した。さらに平成 26 年度に新しく取得した校地には、平成 28 年 4 月完成を目途に新研究棟・学寮を建築している。

本学のキャンパス整備は、充実した教育活動を実施するための講義室や演習室、高度な研究活動を可能とするための研究室や閲覧室の整備はもちろんのこと、公共スペースとしてラーニングコモンズをはじめとした学修の場を提供し、学生の自学自習を促すことに力を入れてきた。

各館の特徴として、7 号館は 1 階にカフェテリア、2 階に学生の自律的学修を支援するラーニングコモンズを設置し、3 階～7 階はマルチメディア環境を整えた教室となっている。6 号館は 1、2 階にそれぞれアリーナを備え、主に柔道部、剣道部、空手道部、カバディ部、卓球部の活動に利用されている。3 号館は地下 1 階にプロユース仕様の設備が整ったスタジオや文化財実習室を備えている。5 号館は 1 階にサービスステーションとギャラリー機能を備えたコミュニティスペース、2～5 階が収容人数 250 人の大階段教室を含む教室フロア、8 階には学生や教職員だけではなく、一般来校者も利用できるレストラン形式の学生食堂となっている。

また、新研究棟・学寮においては、現在、4 号館にある地域構想研究所が移設され、地域貢献及び広域地域連携に関わる研究・調査活動の充実を図る予定である。

各施設内の各所には電源及び情報コンセントが配置されており、認証を受けたパソコンであれば、ネットワークに接続できるようになっている。本学では、個々の学生が自分のノートパソコンを持参し、大学の電源及び情報コンセントを利用してパソコンを使用するということを推奨している。そのため、学内の各施設における無線 LAN 環境の整備も順次実施している。また、学生が使用できる常設のパソコンは、情報処理教室、学科閲覧室、就職支援スペース等に設置されており、プリンターも学科閲覧室に設置している。学内 LAN からは、Web はもちろん、蔵書検索システム「OPAC」や各種データベース等にアクセスできるようになっている。

5 号館 1 階のサービスステーションでは文具、パソコン周辺機器、旅行の手配に関するサービスを受けられるほか、本学から徒歩 2 分圏内にコンビニエンスストアが 4 店舗ある。さらに同圏内に銀行の支店及び出張所（ATM のみ）が 1 店舗ずつ、信用金庫の支店が 1 店舗あり、さらに徒歩 5 分圏内に郵便局が 1 局ある。

当該届出に係る学部について述べると、人間科学科の教育研究施設は 2 号館 4 階及び 5 階に配置している。教員の研究室、実験・実習室及び学生の自主学修スペースである閲覧室が同フロアに整備されていることによって、教員と学生間のコミュニケーションを生み

出し、学生が互いに刺激し合いながら学んでいくことができる環境となっている。

臨床心理学科の教育研究施設は 5 号館 6 階及び 7 階に配置している。人間科学科と同様に教員の研究室及び閲覧室を同フロアに整備しているほか、ゼミ室も配置しており、学生の教室移動の負担軽減に繋がっている。

平成 26 年度における大学全体の春学期及び秋学期の教室使用実績（資料 10）をみると、各曜日・時間帯の必要教室数及び収容人数に対して、現状の講義室、演習室、実験実習室の整備状況は余裕を持ってなされている。この度の設置については、基本的な教育課程及び授業形態を既存の人間科学科及び臨床心理学科から踏襲するため大幅な変更はない。また、定員の変更もないため、現状の校舎等施設を継続して使用することで、前述の教育課程等を実施することに支障はない。

## ウ 図書等の資料及び図書館の整備計画

### （1）蔵書構成の現状

資料の収集方針は設置する学部及び学科に関する学領域の資料を収集することを基本としている。仏教精神を建学の理念として、既存の人間科学科と臨床心理学科についての資料は長年に渡り、本学の学領域として収集対象内である。

その他の領域の資料についても、本学の学領域に関する資料を中心に収集され、平成 26 年度末の NDC 分類による蔵書構成は資料 11 のようになっており、これに NDC 分類によらない自館分類を加えた全図書数は 679,820 冊となっている。その所蔵を部門別に見てみると、哲学、人文、歴史、社会科学、文学の図書が多くなっている。これは、本学の学科構成を反映したもの（哲学＝仏教学科、人文＝人文学科、歴史＝歴史学科、社会科学＝社会福祉学科、臨床心理学科、人間科学科、人間環境学科、文学＝日本文学科、人文学科、表現文化学科）である。上述のように心理社会学部の学領域の資料をはじめ他分野の資料も多数所蔵しており、多方面から心理社会学部について学ぶ環境も整っている。

また、平成 26 年度の学術誌受入数は和書 2,321 種、洋 236 種であり、そのうち心理社会学部を対象とした雑誌の受入タイトル数は和書 207 種、洋 55 種である（資料 12）。大学ホームページより臨床心理、社会学分野対象の電子ジャーナル、洋雑誌論文検索も利用可能である。

以上のことから、設置予定の心理社会学部の教育研究に必要な条件を満たす所蔵環境にあるといえる。

### （2）今後の資料整備計画

図書の受け入れ数は、寄贈により受け入れ数が大きく増加することもあるが、年間約 9,000 冊前後で推移している。選書は、設置する学科において必要な資料を選書するものと、図書館員で構成する「選書委員会」で行っている。選書資料としては以下による。

- ①「ウィークリー出版情報」、「日本の参考図書四季版」、各書店カタログ、新聞・雑誌等
- ②学科からの推薦図書、教員・学生の推薦・リクエスト図書
- ③講義に関する資料

以上の方法により、設置する学領域の教育研究に必要な資料を受け入れている。

設立年度である平成 28 年から完成年度に当たる平成 31 年度までには人間科学科で 663



冊、臨床心理学科で 798 冊の増加を見込んでいる。今後も、心理社会学部の教育研究用の資料を、質・量ともに充実するように受け入れていく予定である。

### (3) 図書館機能の整備

学修スペースは図書館の閲覧室、7 号館 2 階に設置のラーニングcommons、各学科閲覧室がある。図書館の閲覧室は 1 階から 3 階までパソコン検索席 10 席を含め 278 席、ラーニングcommonsはパソコン席 20 席を含め 148 席があり合計 426 席を配する。

レファレンスについては、図書館 1 階に参考図書を配架し、カウンターで専任職員が受け付けて、対応している。また、ラーニングcommonsにはコンシェルジュ 1 人を常駐させ、パソコンの操作方法、エクセルを始めとしたソフトの使用法等の学生からの質問への対応をしている。ラーニングcommonsの運営は教務部学修支援課が担当部局であるが、教務部教務課、図書館が連携して運営を行っており、ビブリオバトルの開催、推薦図書コーナー設置等を行っている。

図書検索に関しては、NDC 分類（十進分類法）図書はオンライン目録（OPAC）で検索できるようになっている。OPAC の利用は学外からでも可能になっており、一般利用でも検索ができるようになっている。現在はほとんどのデータベースが図書館内だけではなく、学内のどこからでも検索できるようになっている。学内 LAN の設置も進み、携帯 OPAC も導入していることから、利用者は図書館の端末の他、携帯及びスマートフォン等で随時資料を検索し、利用することができる。

平成 25 年 11 月からは、ディスカバリーサービスを導入し、図書館所蔵資料のみならず、上述の契約しているデータベース（一部新聞データベースは除く）も含め、キーワードから資料をまとめて横断検索ができるようになっている。

学生には入学時に図書館の利用方法、利用できるデータベースの案内を始めとした利用方法を記した「図書館活用ガイド」を全員に配付して、図書館利用のための便宜を図っている。

図書館をより有効に利用してもらうために、従来から新入生には図書館ガイダンスを正課授業において実施していたが、平成 26 年度からは新入生必修の「学びの基礎技法」の授業の教員と連携し、授業の中で各教員の授業に合わせたガイダンスを展開している。この他、教員からのリクエストによりそれぞれの授業内容に対応した図書館ガイダンス、データベースガイダンスも行っている。データベースガイダンスは、全学生を対象に実施し、雑誌論文を検索する際のデータベース活用法を始め、新聞記事データベース等の各種データベースの利用方法を説明している。

本学の大学院生・専任教職員、専任の研究所研究員・所員が仏教図書館協会東地区加盟大学（7 大学＝駒澤、淑徳、鶴見、東洋、身延山、立正、大正）の図書館を利用する場合は本学の身分証明書を持参すれば紹介状なしで資料の館内閲覧、文献複写・館外貸し出しのサービスを受けることができる。

## ⑧ 入学者選抜の概要

本学の建学の理念は大乗仏教精神に基づく「智慧と慈悲の実践」である。教育研究活動を通じて得た知識や情報を「生きる力」（智慧）に転換できる能力を養う一方で、学生生活で培った人間観をもって「生かす力」（慈悲）も修得させることを目指している。

この建学の理念に基づき、大正大学学則第 1 条には本学の目的を以下のように定めている。

### 大正大学学則第 1 条

本学は、教育基本法並びに学校教育法に基づき、仏教精神により、人間を総合的に理解し、人類の福祉に貢献する人材を養成することを目的とする。

さらに前述の通り、教育ビジョン「4 つの人となる」を掲げ、混迷する社会状況下において、これからの時代を強く生き抜く力を持った人間を育て、社会からの期待や要望にも目を向けた教育研究活動に取り組んでいる。

そして、これらを基盤としたうえで、本学部及び学科におけるアドミッションポリシーを定める（資料 1）。

入学者の選抜については、基本的に既存の各学科と同様の方針・方式で行い、各選抜区分の特徴は以下の通りである。

### （1）A0 入試

本学入学を第一希望とする者が対象となる入学試験。建学の理念、教育ビジョンに共感し、入学希望コースのカリキュラム特性を理解したうえで、明確な目的意識を持って大学入学後の学生生活に臨むことを期待する。第一次審査においては 1. 志願票、2. 志望理由書・課外活動等の記録、3. 共通課題、4. コース別課題、5. 高等学校調査書の提出をもって審査し、第二次審査ではコース毎に小論文や面接等を通じて、建学の理念、教育ビジョンに基づく本学の教育方針やカリキュラムの理解度、将来の目標や進路が明確であるかを評価して選抜を行う。

### （2）公募制推薦入試

学力・人物ともに優秀であり、出身高等学校長の推薦書のある者を対象にし、共通問題とコース別問題で構成される小論文、高校生としての国語（漢文を除く）・英語の基礎的な知識を問う基礎確認テスト及び面接試験を実施し、それらを総合的に評価して選抜する。

### （3）一般入試（高得点 2 科目方式、3 科目方式）

高得点 2 科目方式は、国語、地理歴史（日本史・世界史）または公民（現代社会）、英語の 3 科目を受験して高得点の 2 科目を合否判定に採用する。3 科目方式は、国語、地理歴史（日本史・世界史）または公民（現代社会）、英語の 3 科目で合否判定する。

平均的にバランスの取れた学力を備えた者を選抜するための区分であり、地方会場での試験も実施している。

### （4）大学入試センター試験利用入試（2 科目受験方式、3 科目受験方式）

独立行政法人大学入試センターが実施する大学入試センター試験を利用する。

国語（漢文を除く）と選択科目が 1 科目の 2 科目受験方式と、選択科目が 2 科目の 3 科目受験方式がある。前期・中期・後期の各日程・方式で、複数コースへの出願が可能となっている。

#### (5) 社会人入学者選抜試験

高等学校または中等教育学校後期課程を卒業した者で、満 23 歳以上の者（文部科学大臣が行う大学入学資格検定及び高等学校卒業程度認定試験に合格した者を含む）であり、社会人としての活動や経験を有し、相応の実績を持つとともに、大学において学ぶ意欲と問題意識及び具体的な学修計画を持つ者を対象とした入試制度。

共通問題とコース別問題で構成される小論文、基本的な学修事項を確認するための基礎確認テスト及び面接試験を実施し、それらを総合的に評価して選抜する。

#### (6) 編入学試験

下記の条件のいずれかを満たす者を対象にした入学試験。

- ・4年制大学を卒業した者
- ・4年制大学に2年以上在籍（休学期間除く）し、62単位以上を取得した者
- ・短期大学、高等専門学校を卒業した者
- ・専修学校の専門課程を修了し文部科学大臣の定めるところによる者（専門士の称号を有する者）
- ・旧制の専門学校、高等学校高等科、大学予科、工業教員養成所、養護教諭養成所等の課程を卒業または修了した者

小論文、英語及び面接試験を実施し、それらを総合的に評価して選抜する。

なお、各入試種別における募集人数の割合は資料の通り想定している（資料13）。

科目等履修生については、全体で毎年50人前後を受け入れているが、1年間に履修できる単位数は12科目24単位を限度とし、さらに各学期に履修できる単位数を6科目12単位までとすることで、教員の教育研究活動に支障のないよう計画している。

### ⑨ 取得可能な資格

人間科学科及び臨床心理学科においては、いずれの資格取得も卒業の必須条件ではなく、卒業単位以外に追加科目の履修が必要となる。なお、両学科で取得できる資格は以下の通りである。

#### (1) 人間科学科

- ◆社会調査士
  - ・民間資格
  - ・資格取得可能
    - ・卒業要件単位に含まれる科目のほか、社会調査士関連科目の履修が必要。資格取得が卒業の必須条件ではない。
- ◆社会教育主事任用資格
  - ・国家資格
  - ・資格取得可能
    - ・卒業要件単位に含まれる科目のほか、社会教育主事関連科目の履修が必要。資格取得が卒業の必須条件ではない。
- ◆学芸員
  - ・国家資格
  - ・資格取得可能
    - ・卒業要件単位に含まれる科目のほか、学芸員関連科目の履修が必要。資格取

得が卒業の必須条件ではない。

- ◆司書
  - ・国家資格
  - ・資格取得可能
  - ・卒業要件単位に含まれる科目のほか、司書関連科目の履修が必要。資格取得が卒業の必須条件ではない。
- ◆社会福祉主事任用資格
  - ・国家資格
  - ・資格取得可能
  - ・卒業要件単位に含まれる科目のほか、社会福祉主事関連科目の履修が必要。資格取得が卒業の必須条件ではない。
- ◆児童指導員任用資格
  - ・国家資格
  - ・資格取得可能
  - ・卒業要件単位に含まれる科目のほか、児童指導員関連科目の履修が必要。資格取得が卒業の必須条件ではない。

## (2) 臨床心理学科

- ◆社会教育主事任用資格
  - ・国家資格
  - ・資格取得可能
  - ・卒業要件単位に含まれる科目のほか、社会教育主事関連科目の履修が必要。資格取得が卒業の必須条件ではない。
- ◆学芸員
  - ・国家資格
  - ・資格取得可能
  - ・卒業要件単位に含まれる科目のほか、学芸員関連科目の履修が必要。資格取得が卒業の必須条件ではない。
- ◆司書
  - ・国家資格
  - ・資格取得可能
  - ・卒業要件単位に含まれる科目のほか、司書関連科目の履修が必要。資格取得が卒業の必須条件ではない。
- ◆社会福祉主事任用資格
  - ・国家資格
  - ・資格取得可能
  - ・卒業要件単位に含まれる科目のほか、社会福祉主事関連科目の履修が必要。資格取得が卒業の必須条件ではない。
- ◆児童指導員任用資格
  - ・国家資格
  - ・資格取得可能
  - ・卒業要件単位に含まれる科目のほか、児童指導員関連科目の履修が必要。資格取得が卒業の必須条件ではない。

## ⑩ 実習の具体的計画

臨床心理学科では、その学問特性から教育現場、福祉現場等における実習体験を重視しており、講義で学ぶ知識と合わせて深い学びが得られるようにしてきた。実習を取り入れたカリキュラムとしては、2年次で「臨床心理学基礎実習Ⅰ」及び「臨床心理学基礎実習Ⅱ」を必修とし、3、4年次では「臨床心理学演習（インターン）」を選択履修できるようにしている。

### (1) 「臨床心理学基礎実習Ⅰ」及び「臨床心理学基礎実習Ⅱ」（いずれも2年次必修科目）

各領域の臨床心理士から現場での仕事の実際を講義で学ぶ内容に加えて、全受講生を4人程度のグループに分けて年3回（「臨床心理学基礎実習Ⅰ」で1回、「臨床心理学基礎実習Ⅱ」で2回）の保育園実習に参加させている。実習受け入れ先は、本学所在の東京都豊島区のほか、北区と文京区である。各区とも役所の担当部局を通じて依頼し、各園に受け入れてもらう（資料14）。

実習に当っては、当該授業内で事前に入念な指導を行い、感染予防対策として流行性ウイルス疾患についての予防接種の推奨と、手洗い・うがいの徹底や体調管理の指導を行う。実習当日は担当教員2人と助手1人が各施設を巡回し、学生の実習状況を視察するとともに、各園の担当者からの評価・意見の聞き取りを行う。また、大学の正規の授業として、実習先との移動及び実習中は大学の学生保険が適用される。実習後は各学生が自らの体験を振り返りレポートを作成して提出する。成績評価及び単位認定の基準は、以下の通りである。

#### （到達目標）

幼児の発達に関する実際的、基礎的理解でき、幼児と関わることができるようになる。

- ① 保育園実習で体験したことを正確に記述できる
- ② 保育園実習の体験から意味のある気づきを得ている
- ③ 実習の様子と自らの気づきを適切な言葉と文章で表現できる

### (2) 「臨床心理学演習（インターン）」（3、4年次選択科目）

基本的に週に1回、通年の実習期間で、毎回実習記録を作成・提出し、教員の指導を受けるものである。年度末には実習報告会での発表と、最終的な実習報告書の提出を課す。

実習先・内容は、医療機関、精神障害者共同作業所や重度ろう重複聴覚障害者生活支援施設など多様な実習施設を確保している

隣接区の小中学校において配慮を要する児童生徒や適応指導教室における不登校児童生徒への学修支援、医療機関、精神障害者共同作業所や重度ろう重複聴覚障害者生活支援施設などでの活動である（資料15）。

実習に当っては、当該科目のガイダンスで、個人情報の取り扱いや実習先での振る舞い、安全面などについて詳細な事前指導を行う。機関によっては指定の抗体検査が課せられているところがあり、そうではない実習先に関しても流行性ウイルス疾患についての予防接種を学生に推奨する。なお、全国的な流行が見られた際には、大学の方針に沿って迅速に対応する。個人情報の保護についても、指定の誓約書がある場合はそれを提出させている。また、各学生に担当の教員を付け、実習開始後は毎回の実習記録を担当教員に提出させるとともに、適宜面談指導を受けられる態勢をとる。実習記録に関しても、個人情報については随時担当教員から指導を加える。さらに最終的な実習報告書の段階では、個人が特定

されるような情報については厳しくチェックを行う。担当教員は、時機を見て実習先への訪問視察及び実習先への電話連絡等を行う。

実習先においても指導担当者を決めてもらい、毎回の実習記録は実習先にも提出して指導・押印をもらう。保険については、正規の授業として、実習先との移動及び実習中は大学の学生保険が適用される。

成績評価及び単位認定については、①所定の実習時間を満たしていること、②毎回の実習記録の提出、③実習報告会への参加と最終的な実習報告書の提出、を含んだ上で、以下の基準を設ける。

(到達目標)

- ①各心理臨床現場について理解を深め、そこで求められる姿勢を身に付ける。
- ②心理臨床の役割や倫理について具体的に理解し、適切に実践できる。

## ⑪ 編入学定員を設定する場合の具体的計画

### ア 既修得単位の認定方法

心理社会学部においては、人間科学科 3 人、臨床心理学科 5 人の 3 年次編入学定員を設定している。編入学生の既修得単位は、編入学時に他大学、短期大学、高等専門学校において修得した単位のうち、第Ⅰ類科目の必修単位 26 単位を含めて、学士を有する者には合計 62 単位を超えない範囲で、短期大学士又は準学士を有する者には合計 48 単位を超えない範囲で学長が認定する。認定する科目等は個別の単位修得状況に鑑みて対応するため、既修得単位の読替表は作成していない。

### イ 履修指導方法

履修については、編入学までの履修状況を踏まえて個人ごとに履修計画を作成し、必要とされる卒業要件単位のほかに履修することが望ましい授業科目を示すことによって、修学に支障のないよう履修指導を行っている（資料 1 6、資料 1 7）。

### ウ 教育上の配慮等

必修科目・選択必修科目については、編入学前の履修を尊重する方針から、全学共通科目（第Ⅰ類科目）の負担を極力軽減するとともに、所属学科の専門科目（第Ⅱ類科目）に重点を置いて履修できるように配慮している。

## ⑫ 管理運営

教授会は、教授会連合会、学部教授会とし、教育研究に関する事項を審議する機関として位置付けている。本学では、その構成員（専任の教授、准教授、講師、特任教員及び任期制教員）の全学的な共通意識の醸成や、本学の規模から伝統的に全学的な運営がなされてきたという経緯から、教授会連合会を基本に開催してきた。大正大学学則（以下、「学則」という。）第15条第1項に審議事項、第2項に意見具申事項を規定している。

加えて、学則第16条に規定する代議員制を導入し、教授会連合会から委ねられた事項を代議員会で審議することとした。これは、審議の実質化を図るためであり、代議員会の構成員、開催・審議事項について大正大学代議員会規程には以下のように規定されている。

（構成）

第2条 代議員会は、学長、副学長、学部長及び教授会連合会を代表する代議員をもって構成する。

2 代議員は、学科長並びに各学科及び教育開発推進センターより選出された専任教員1名とする。

3 代議員会は、必要に応じてその他の教職員の出席を求めることができる。

（開催）

第4条 代議員会は、毎月1回開催するものとする。ただし、必要に応じ臨時に開催することができる。

（審議事項）

第5条 代議員会は、教授会連合会から委ねられた次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 学位授与に関する事項
- (3) 学生の入学及び卒業に関する事項
- (4) 学生の懲戒に関する事項
- (5) 教員の教育研究業績の審査に関する事項
- (6) 学則の改廃及び教育研究に関する学内諸規程の制定、改廃に関する事項
- (7) 学長の諮問する事項
- (8) その他教育研究に関する事項

2 代議員会は、次に掲げる事項については、教授会連合会に代わり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び卒業
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、代議員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

この定めに基づき、本学では代議員会を定例（原則毎月1回）として開催し、教育・研究に関する事項を審議することとする。

このうち教育課程については、大正大学学部・学科運営規程に規定される教学運営協議会（学長、副学長、事務局長、学部長、学長補佐、各センター長、教務部長及び学生部長で構成）が立案した教育方針を基に、コース教務主任協議会（各コースの専任教員の互選により選出され、学長によって任命された教員で構成）が、具体的なカリキュラム案等を策定し、代議員会・学部教授会の議を経て教育指導がなされる。

教員人事については、採用・昇任とも大正大学人事委員会（理事長、常務理事、専務理事、学長、副学長、学部長及び事務局長で構成）が決定した基本方針の枠内で実施され、教員選考委員会（学長、副学長、当該学部長、事務局長、当該学科長及び関連学科からの教授又は准教授で構成）にて候補者を決定、教授連合会において選出される教員資格審査

委員会（各学科に所属する専任教員から各 1 名で構成）による審査を行い、所定の手続きの後、代議員会の議を経て学長が決定する。

学部の運営は学部長が中心となり、教学運営協議会等の会議を通じて、学部や大学全体の意思を円滑に反映させている。

教学に関わる案件は、全て代議員会の審議事項として上程され、代議員会の議事録及び資料は、回収資料及び個人情報に関わる部分を除き学内教職員の閲覧に供することによって、情報の共有化及び大学運営に対する問題意識を促し、円滑な大学運営が行われるよう配慮する。

教授会連合会によって選任される各委員会は、それぞれが機能分担と連携協力を図ると共に、事務局と教員が連絡を密にしながら各委員会の進行・管理を行っているが、代議員会に図る以前において既に学内コンセンサスが得られている。

## ⑬ 自己点検・評価

### 1. 実施方法

本学では、大正大学自己点検・自己評価規程、大正大学自己点検・自己評価委員会規程及び教育に関する評価部会内規に基づき、自己点検・評価活動を推進してきた。平成 27 年度より、これらの 3 規程を統合整理した「TSR マネジメントによる自己点検・自己評価規程」（以下「自己点検・自己評価規程」という。）に基づき設置した TSR 推進委員会（以下「委員会」という。）において、実施方針を策定し、全学的視点から総合的かつ体系的な自己点検・自己評価を行う。また、同規程において設置した個別自己点検・評価委員会（以下「個別委員会」という。）は、委員会が策定した実施要領に基づき、学部・大学院研究科の活動に係る資料収集、調査を行い、各項目の点検・評価を実施し、個別評価報告書を作成し、委員会へ報告する。本学を構成する機構、研究所、センター及び事務局においては、各所属長の責任の下で、それぞれの諸活動に係る点検・評価を行うこととする。それらを踏まえ、自己点検・自己評価は、3 年を周期として総括する。

### 2. 実施体制

委員会は、以下の委員をもって構成し、必要に応じて他の教職員及び有識者を臨時委員として加えることができるとしている。

- (1) 法人役員（理事長、常務理事及び専務理事、評議員及び監事から 1 名ずつ互選）
- (2) 学長、副学長、学長補佐、学部長、大学院研究科長
- (3) 事務局長、事務部長

委員会は、理事長が招集し、その座長となり、原則として年 2 回以上開催する。

また、各個別委員会については、次の委員をもって構成し、必要に応じて他の教職員を臨時委員として加えることができるとしている。

- (1) 学部長
- (2) 学科長
- (3) 大学院研究科長
- (4) 大学院専攻長
- (5) その他、学部長又は大学院研究科長が必要と認めた者

各個別委員会は、副学長が招集し、その座長となり、必要に応じて随時開催する。



### 3. 結果の活用・公表及び評価項目等

自己点検・自己評価の結果は、理事会・評議員会・代議員会及び職員会に報告のうえ「TSRマネジメントレポート」掲載し、ホームページ上で公表する。

自己点検・自己評価を実施する範囲は、以下の通りとする。

- (1) 3つの経営基盤（法人業務）
  - イ 安定した財務基盤の確立
  - ロ 優れた人材の確保
  - ハ 充実したキャンパス環境の整備
- (2) 5つの社会的責任（学務業務）
  - イ 教育・研究の充実・発展
  - ロ 学生生活の充実
  - ハ 特色ある社会貢献・地域連携
  - ニ 建学の理念に基づく学風の醸成

### 4. 第三者評価について

これまでには、平成6年に財団法人大学基準協会の維持会員への申請を行い、平成7年度より維持会員となり、平成13年度に同協会の相互評価を受けてきた。そして平成18年度には「自己点検・評価実施委員会」が作成した自己点検・評価報告書をもとにして、文部科学省の認証を受けた評価機関の一つである同協会による大学評価（認証評価）を受け、大学基準に適合している旨の結果を得た。さらに、平成25年度に同協会による2度目の大学評価（認証評価）を受け、大学基準に適合していると認定された。認定期間は平成26年4月1日より平成33年3月末日までの7年間である。

今後は、同協会より公表された「大正大学に対する大学評価（認証評価）結果」において指摘された事項について改善計画を策定したうえで、確実に実行していく予定である。

#### ⑭ 情報の公表

本学の運営及び教育研究等の諸事業に係る社会的説明責任を果たすことを目的とした大正大学情報公開規程に基づき、教育研究活動等の状況に関する情報を、刊行物への掲載又はインターネットほか広く社会に周知することができる方法によって行うものとしている。規定している公表項目は以下の通りである。

#### 1. 本学の基本情報

- (1) 建学の精神、理念、教育目標
- (2) 本学の沿革及び組織構成
- (3) 学生数及び卒業生数
- (4) 教職員数
- (5) 校地及び校舎面積

## 2. 経営及び財務に関する情報

- (1) 事業計画書
- (2) 事業報告書
- (3) 財産目録
- (4) 貸借対照表
- (5) 収支計算書（資金収支計算書及び消費収支計算書）
- (6) 監査報告書

## 3. 本学の教育研究活動に関する情報

- (1) 大正大学学則及び大正大学大学院学則
- (2) 大正大学履修規程
- (3) 教育研究上の目的
- (4) 教育研究上の基本組織
- (5) 教員組織，各教員が保有する学位及び業績
- (6) 入学者に関する受入方針，入学者数，収容定員，卒業（修了）者数，進学者数，就職者数
- (7) 授業科目，授業の方法及び内容並びに年間の授業計画
- (8) 学修成果の評価及び卒業又は修了認定の基準
- (9) 校地，校舎等の施設その他の学生の教育研究環境
- (10) 授業料，入学料等の大学が徴収する費用
- (11) 学生の修学，進路選択及び心身の健康等に係る支援
- (12) 学生が修得すべき知識及び能力
- (13) 公的研究費の不正使用防止のための取り組み

## 4. 評価に関する情報

- (1) 自己点検・評価報告書
- (2) 文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価結果

## 5. キャンパスハラスメント防止に関するガイドライン

## 6. その他の情報

- (1) 法令により公表しなければならない情報
- (2) 前各号に定める情報のほか，積極的な情報公開が必要と認められる情報

学校教育法施行規則第 172 条の 2 の各号に定める本学の内容及びホームページのアドレスは以下の通りである。

ア 大学の教育研究上の目的に関すること

建学の理念と教育ビジョン

([http://www.tais.ac.jp/guide/outline/education\\_vision/](http://www.tais.ac.jp/guide/outline/education_vision/))

学部・学科の教育研究上の目的

([http://www.tais.ac.jp/guide/info/faculty\\_purpose/](http://www.tais.ac.jp/guide/info/faculty_purpose/))

3つのポリシー

([http://www.tais.ac.jp/faculty/3\\_policy/tais\\_policy/](http://www.tais.ac.jp/faculty/3_policy/tais_policy/))

イ 教育研究上の基本組織に関すること

教育組織

([http://www.tais.ac.jp/guide/info/education\\_organization/](http://www.tais.ac.jp/guide/info/education_organization/))

ウ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

教員組織

(<http://www.tais.ac.jp/guide/info/teacher/>)

教員データベース(業績等)

(<http://acoffice.jp/tsuhp/KgApp>)

知のナビゲーター

(<http://www.tais.ac.jp/chinavi/>)

エ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する  
こと

アドミッションポリシー

([http://www.tais.ac.jp/faculty/3\\_policy/tais\\_policy/](http://www.tais.ac.jp/faculty/3_policy/tais_policy/))

入試状況と試験別入学者数(大学)

(<http://kokokara.tais.ac.jp/result/index.html>)

入試状況と試験別入学者数(編入)

(<http://www.tais.ac.jp/admission/transfer/>)

入学定員・収容定員と在学生数

(<http://www.tais.ac.jp/guide/info/number/>)

卒業者・修了者数

([http://www.tais.ac.jp/guide/info/graduate\\_number/](http://www.tais.ac.jp/guide/info/graduate_number/))

進学・就職状況

([http://www.tais.ac.jp/job\\_carrer/result/](http://www.tais.ac.jp/job_carrer/result/))

オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

カリキュラム・ポリシー

([http://www.tais.ac.jp/faculty/3\\_policy/tais\\_policy/](http://www.tais.ac.jp/faculty/3_policy/tais_policy/))

シラバス

(<http://www.tais.ac.jp/faculty/syllabus/>)

カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

ディプロマ・ポリシー

([http://www.tais.ac.jp/faculty/3\\_policy/tais\\_policy/](http://www.tais.ac.jp/faculty/3_policy/tais_policy/))

シラバス

(<http://www.tais.ac.jp/faculty/syllabus/>)

履修方法・成績評価・授与学位

(<http://www.tais.ac.jp/guide/info/degree/>)

キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

巣鴨キャンパス

(<http://www.tais.ac.jp/guide/info/facilities/>)

キャンパスマップ

([http://www.tais.ac.jp/life/campus\\_map/](http://www.tais.ac.jp/life/campus_map/))

バリアフリーマップ

([http://www.tais.ac.jp/life/support/barrier\\_free/](http://www.tais.ac.jp/life/support/barrier_free/))

ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

学費等

(<http://www.tais.ac.jp/life/expense/>)

ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

キャリア・就職

([http://www.tais.ac.jp/job\\_carrer/](http://www.tais.ac.jp/job_carrer/))

奨学金

(<http://www.tais.ac.jp/life/scholarship/>)

保健室

(<http://www.tais.ac.jp/life/support/health/>)

ハラスメントの防止

([http://www.tais.ac.jp/life/support/sh\\_measures/](http://www.tais.ac.jp/life/support/sh_measures/))

課外活動

([http://www.tais.ac.jp/life/ex\\_act/](http://www.tais.ac.jp/life/ex_act/))

防災について

(<http://www.tais.ac.jp/life/support/disaster/>)

コ その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果 等）

大正大学学則

([http://www.tais.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2015/06/H27\\_gakusoku.pdf](http://www.tais.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2015/06/H27_gakusoku.pdf))

認可申請書・届出書・履行状況報告書

(<http://www.tais.ac.jp/guide/report/>)

自己点検・評価

(<http://www.tais.ac.jp/guide/estimation/>)

## ⑮ 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

本学では、学修活性化と教育指導方法の改善を図るため、シラバスの作成や FD 活動を行っており、さらにその検証手段として学生による授業評価を活用している。

シラバスは、平成 5 年から学部の全科目について作成を行っており、学修計画をより明確に開示できるよう、数度にわたって様式の見直しを実施してきた。当初は全ての科目のシラバスを冊子にして学生に配付していたが、電話帳のように分厚いシラバスは利用しづらく、また印刷コストの増大と資源の無駄使いではないかという反省から、現在では本学専用のポータルサイトである T-Po において公表している。公表前に、学科長によるシラバスチェックシートでの確認を行ったうえ、教員による「シラバス検討会」を実施し、シラバスの記載内容が適正か及び DP 及び CP に適合しているかをチェックしている。

また、教育目標、DP 及び CP の適切性の検証については、ボトムアップによる変更とトップダウンによる再検討の指示による見直しの 2 種がある。

ボトムアップによる見直しは、学科コース内におけるシラバス作成等を含めた FD 活動の中において検証を行い、改善の必要性が議論されたうえで、その内容が提案されるものである。一方トップダウンによる見直しについては、社会からの要請に照らし合わせたときに、法人の意向等により学科内に新たなコース等を設置する時等に発生する。

上記 2 点の変更においても、授業アンケートの実施やその集計結果を用いて、各学科・コースにおいて FD として社会的要請と現在の方針を十分に検討の上、提案がなされ、各学部長が取りまとめた後、学長承認の上で、カリキュラム別表という具現化されたものが代議員会・教授会へ上程されることとなっている。

## ⑯ 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

人間科学科については、社会学や心理学などの分野から、人間の諸側面のうち「Life（生命＝人生＝生活）」を複眼的に教育研究することで、複雑性や多様性が増大する現代社会を解説・分析するための総合的能力を涵養する。これによって、調査企画、システム開発、商品企画、公務員等、自ら課題を発見・解決できる能力を活かした多様な進路が期待できる。

臨床心理学科については、様々な社会領域で要請される援助課題と心理援助の方法に理解を深め、傾聴や共感などの対人関係の基本的態度をもとに人間社会の諸課題に取り組む実践能力を涵養する教育研究を行う。これによって、公認心理師・臨床心理士（大学院進学）、福祉施設や医療施設職員、公務員（法務技官、法務教官、家庭裁判所調査官、児童相談所職員など）のほか、人と接する仕事を中心とした一般企業への進路が期待できる。

### 1. 教育課程内の取組について

大正大学は学位授与方針を学生、保護者及び社会に対して公表しており、同時に教育の質を保証（約束）している。言い換えれば、学問的な知識・技能はもちろんのこと、卒業時に社会的・職業的自立がはかれる人間的感性の修得も社会へ約束したものである。そこ

で本学では、平成 26 年度より、これらの基盤となる基礎学力養成プログラムの強化を目的として、全学共通科目群である第 I 類科目の再編を実施した。

具体的には第 I 類科目のあり方を抜本的に見直し、2 分野に再編したうえで、必要修得単位数を平成 25 年度までの合計 26 単位から 36 単位に拡大した。

### 【第 I 類科目の編成】

#### (1) 学びの窓口

人間性の涵養と本学において専門教育を受けるための幅広い知見を養うことを目的として、平成 25 年度までの「人間探究」科目群を発展的に再編したもの。文化・社会・自然・地域の 4 分野で構成されている。

#### (2) 学びの技法

学びの基礎技法修得によって達成意識を醸成し、あわせて物事の繋がりと関係性に興味を持たせることによって、大学での学びに必要とされる基礎的学修スキルを身に付けることを目的とする。

この第 I 類科目は初年次の導入教育という意味合いもあるが、これらの科目履修を通じ、社会人として生きていくための基本的姿勢や態度を身に付けさせることに重点を置いている。初年次から将来に対して明確な目標を持たせることで、その後の学生生活におけるキャリア教育活動へスムーズに移行することができるようになっている。

さらに、本学では大正大学アドバンテージプログラム (TAP) を開講している。これは、学生の社会的基礎能力を正しく身に付けさせる講座をはじめ、時代の要請に応えた各種講座の実施を通じて、学生一人ひとりによりマッチしたキャリア支援を行うものである。TAP 講座については、科目によって 30 単位を上限として認定されることとなっており、学生のキャリア形成に繋がる知識・技能修得の場として活用されている。

## 2. 教育課程外の取組について

就職部において、各種ガイダンス、就活試験対策講座を年間 60 回以上開催して早期の就職意識醸成に努める一方、学内合同企業説明会を定期的を開催するなど、総合的な就職支援を行っている。就職部の窓口においては、専門の相談員と就職活動の進め方から書類添削、面接練習などを行える個別相談や、ハローワークから派遣される大学担当のジョブサポーターによる求人紹介等の情報提供、内定を取得した 4 年次が就活生の相談に応じる学生就活アドバイザー等の支援を行っている。

また、各コースに就職担当教員を配置し、日常的に学生と接する機会の多い教員が、教育者としての立場、視点から就職支援を行っている。

## 3. 適切な体制の整備について

TSR マネジメント推進機構の下に、職業紹介、企業開拓、進路に関する各種情報の提供、進路相談及び進路指導、キャリア教育を実施する就職総合支援センターを設置しており、その事務業務を就職部が管掌している。就職部は、就職指導に関する事項、求人(企業)情

報に関する事項、その他就職に関する事項を所轄する就職指導課と、キャリア開発・キャリア育成支援に関する事項、学生のキャリア学修支援に関する事項を所轄するキャリア教育課の2課からなり、連携しながら学生に対する就職支援活動を実施している。

## 心理社会学部の「3つのポリシー」

## ◆アドミッション・ポリシー(A P)

知識・理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 入学後、所属学科・コースの学びに必要な基礎的な知識を有している。</li> <li>• 高等学校で履修する国語、地理歴史、公民、外国語について内容を理解し、高等学校卒業相当の知識を有している。</li> </ul>
思考・判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 物事を事実に基づいて順序立てて考えることができる。</li> <li>• 多様な考え方を自分なりに整理し考察することができる。</li> </ul>
技能・表現	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 読む、書く、話す、聞く能力の向上やわかりやすい表現方法の習得に意欲を持っている。</li> </ul>
関心・意欲・態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 人の心や社会のあり方にかかわる様々な問題に対して深く多面的な関心を持っている。</li> <li>• 他人の立場に立って物事を考え行動する態度を有している。</li> <li>• 他者に対して開かれた態度を持ち、ともに学ぶ姿勢を持っている。</li> <li>• 自らの学びを通して地域や社会に積極的に関わっていこうとする意欲を持っている。</li> </ul>



◆カリキュラム・ポリシー(CP)

<p>知識・理解</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化・社会・自然・地域の4つの分野にわたり、社会で求められる幅広い教養と視野を育む。</li> <li>心理社会学部の各専攻領域について、実践的学修を通して関心を深め、問題意識を育む。</li> </ul>
<p>思考・判断</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人の様々な営みを現代社会の問題や事象と関連付けて考察し、解決に向け、計画→実行→評価→改善のサイクルを継続的に実践できるようになる。</li> </ul>
<p>技能・表現</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>卒業論文や卒業研究、発表や創作により学修成果を論理的・創造的に表現することができる。</li> <li>心理学、社会学を中心とする人間科学や臨床心理学の知識と技能を習得し、他者と協働しながら思いやりの心をもって実社会で活かすことができる。</li> </ul>
<p>関心・意欲・態度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「学びの技法」「学びの窓口」の導入教育により、専門分野を学ぶための基礎力を向上させるとともに、学ぶ楽しさや意欲を育み生涯にわたって学び続ける姿勢を身につける。</li> <li>人に関わる問題と社会の動向との関連に関心を持ち、理解を深め、さらなる展開をめざす主体性を獲得する。</li> <li>実践的学修を通して自己理解・他者理解を深め、関わる人々の自立的成長を支援できる。</li> </ul>

◆ディプロマ・ポリシー(DP)

<p>知識・理解</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い知的好奇心と社会性を兼ねそなえ、教養を身に付けている。</li> <li>心理社会学部で専攻する諸科学の知見及び方法論について理解している。</li> </ul>
<p>思考・判断</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自らの学びの対象として人間科学（社会学、心理学、身体科学）、臨床心理学いずれかの学問領域の研究や方法論を通じて、身のまわりに起きている課題を深く理解し、解決方法について考察することができる。</li> </ul>
<p>技能・表現</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習した学問的知識や実践を通じて得た知識を、他者に対して、口頭、文章、図表などによって適切に表現することができる。</li> </ul>
<p>関心・意欲・態度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>心理社会学部で専攻する人間科学（社会学、心理学、身体科学等）、臨床心理学の学問知を自らの実践知（実践的行動）として応用することができる。</li> <li>学んだ学問領域を職業生活や地域生活の中で活用し、貢献することができる。</li> </ul>
<p>社会性・倫理・人間観</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会人として、学んだことを生かして責任感と役割意識を持って自らの生き方を考えることができる。</li> <li>深い自己理解と他者理解に裏付けられ、自分と他者の生を尊重する姿勢をもち続ける。</li> <li>学問的知識の有効性と限界を知り、倫理観を持って知識の活用をする姿勢を持つ。</li> </ul>

## 人間科学科の「3つのポリシー」

### ◆アドミッション・ポリシー(A P)

知識・理解	<ul style="list-style-type: none"><li>入学後、所属学科・コースの学びに必要な基礎的な知識を有している。</li><li>高等学校で履修する国語、地理歴史、公民、外国語について内容を理解し、高等学校卒業相当の知識を有している。</li></ul>
思考・判断	<ul style="list-style-type: none"><li>物事を順序立てて考えることができる。</li><li>多様な考え方を自分なりに整理し考察することができる。</li></ul>
技能・表現	<ul style="list-style-type: none"><li>読む、書く、話す、聞く能力の向上やわかりやすい表現方法の習得に意欲を持っている。</li></ul>
関心・意欲・態度	<ul style="list-style-type: none"><li>身近な人たち、異なる文化や価値観を持つ人々の生活や人生に多面的な関心のある人。</li><li>人間の行動や心理に対する理解を深めたい人。</li><li>家族や学校、地域、職場で生じている問題や、文化・環境・メディアなどのあり方に関心を持っている人。</li></ul>

◆カリキュラム・ポリシー(CP)

<p>知識・理解</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化・社会・自然・地域の4つの分野にわたり、社会で求められる幅広い教養と視野を育む。</li> <li>人生と生活の2つのLifeに心理学、社会学からアプローチし、実践的学修を通して関心を深め、問題意識を育む。</li> <li>現代社会や心理をテーマに体系的・横断的に学修するとともに、社会調査やデータによる分析等の研究方法を理解し、実践できるようになる。</li> </ul>
<p>思考・判断</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人の営みや心身の発達と現代社会の問題や事象と関連付け、解決に向け、計画→実行→評価→改善のサイクルを継続的に実践できるようになる。</li> <li>サービスマーケティングやアクティブラーニング等を通して、他者との関係性や協働について理解を深め、社会や他者の求めに応じた判断や行動ができるようになる。</li> </ul>
<p>技能・表現</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>卒業論文や卒業研究、発表や創作により、学修成果を論理的・創造的に表現することができる。</li> <li>心理や人間社会の成り立ちに関する知識や分析・考察の手法を習得し、他者と協働しながら思いやりの心をもって、実社会で活かすことができる。</li> </ul>
<p>関心・意欲・態度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「学びの技法」「学びの窓口」の導入教育により、専門分野を学ぶための基礎力を向上させるとともに、学ぶ楽しさや意欲を育み、生涯にわたって学び続ける姿勢を身につける。</li> <li>現代社会の仕組みを複眼的に学び、理解を深め、さらなる展開をめざす主体性を獲得する。</li> <li>実践的学修を通して、自己理解・他者理解を深め、関わる人々の自立的成長を支援できる。</li> </ul>

◆ディプロマ・ポリシー(DP)

<p>知識・理解</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「Life」(生活・人生・活動)に関連することがらを複眼的に理解し、分析するための多面的知識を身に付けている。</li> </ul>
<p>思考・判断</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>探究と発見を繰り返すことを通じて、「Life」について論理的に考えることができる。</li> </ul>
<p>技能・表現</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「Life」を科学的に分析し、その結果を論理的に表現できる。</li> </ul>
<p>関心・意欲・態度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「Life」に関連する課題に対して他者と協働して意欲的に取り組むことができる。</li> </ul>
<p>社会性・倫理・人間観</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会のなかでの自らの位置を知り、時流にとらわれることなく、「Life」を豊かにすることができる。</li> <li>学問的知識を倫理観と節度を持って活用する姿勢の重要性を理解している。</li> </ul>

## 臨床心理学科の「3つのポリシー」

### ◆アドミッション・ポリシー(A P)

知識・理解	<ul style="list-style-type: none"><li>• 入学後、所属学科・コースの学びに必要な基礎的な知識を有している。</li><li>• 高等学校で履修する国語、地理歴史、公民、外国語について内容を理解し、高等学校卒業相当の知識を有している。</li></ul>
思考・判断	<ul style="list-style-type: none"><li>• 物事を順序立てて考えることができる。</li><li>• 多様な考え方を自分なりに整理し考察することができる。</li></ul>
技能・表現	<ul style="list-style-type: none"><li>• 読む、書く、話す、聞く能力の向上やわかりやすい表現方法の習得に意欲を持っている。</li></ul>
関心・意欲・態度	<ul style="list-style-type: none"><li>• 人と関わることに関心があり、その関わりから学ぼうとしている。</li><li>• 自分自身の心に気づく内省力や、それを言葉で伝える発信力を身に付けたいと考えている。</li><li>• 相手の気持ちや考えを尊重しながら肯定的な人間関係を築くスキルに関心がある。</li></ul>

◆カリキュラム・ポリシー(CP)

<p>知識・理解</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化・社会・自然・地域の4つの分野にわたり、社会で求められる幅広い教養と視野を育む。</li> <li>心理学、臨床心理学の諸分野について、実践的学修を通して関心を深め、問題意識を育む。</li> <li>多岐にわたる心理学の基礎的知識や臨床におけるスキルを体系的・横断的に習得するとともに、研究方法を理解し、実践できるようになる。</li> </ul>
<p>思考・判断</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>背景にある現代社会の問題や事象に関心を持つとともに、心の問題の支援に向けて、計画→実行→評価→改善のサイクルを継続的に実践できるようになる。</li> <li>サービスマーケティングやアクティブラーニング等を通して、他者との関係性や協働について理解を深め、社会や他者の求めに応じた判断や行動ができるようになる。</li> </ul>
<p>技能・表現</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>卒業論文や卒業研究、発表や創作により、学修成果を論理的・創造的に表現することができる。</li> <li>心理学、臨床心理学の知識や対人援助の技能を習得し、他者と協働しながら思いやりの心をもって、実社会で活かすことができる。</li> </ul>
<p>関心・意欲・態度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「学びの技法」「学びの窓口」の導入教育により、専門分野を学ぶための基礎力を向上させるとともに、学ぶ楽しさや意欲を育み、生涯にわたって学び続ける姿勢を身につける。</li> <li>他者や社会について肯定的関心を持ち、理解を深め、さらなる展開をめざす主体性を獲得する。</li> <li>実践的学修を通して、自己理解・他者理解を深め、関わる人々の自立的成長を支援できる。</li> </ul>

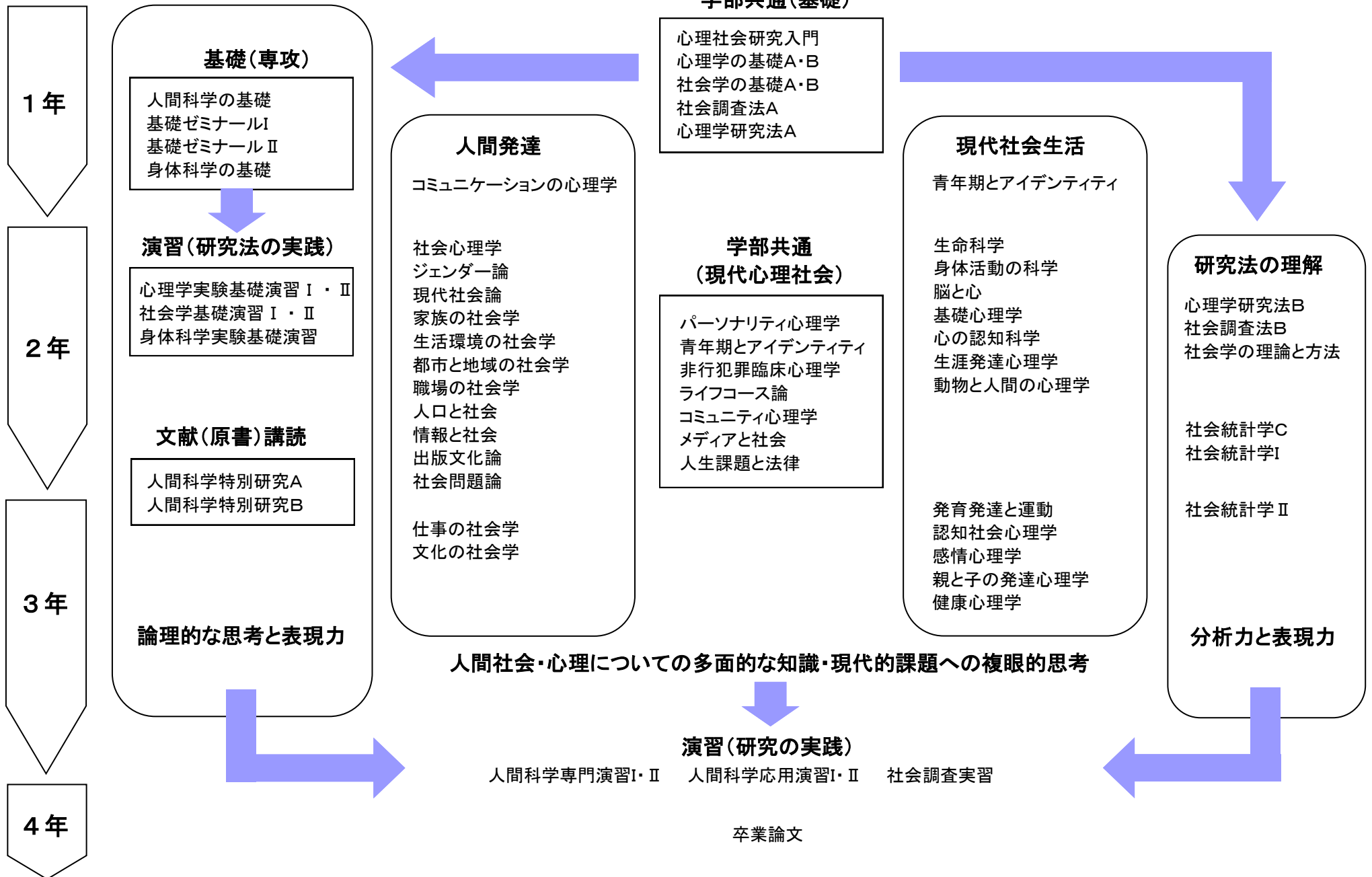
◆ディプロマ・ポリシー(DP)

<p>知識・理解</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨床心理学の諸理論と技法について基本的理解をしている。</li> </ul>
<p>思考・判断</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>客観的理解を重視する科学的視点と共感的理解を軸とする臨床的視点の両方を身に付け、多面的で均衡ある判断ができる。</li> </ul>
<p>技能・表現</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門的文献を正確に理解するとともに、自らの問題意識を学術的に論証していくための方法を身に付け、学習成果や考察を的確に表現し、伝達することができる。</li> </ul>
<p>関心、意欲・態度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>互いの違いを理解しながら他者と協働し、それぞれの心情を尊重して円滑な人間関係を維持することができる。</li> <li>人の生に対するより深い理解に基づいて、自己と他者に対して人間的愛情と関心を持ち続けることができる。</li> </ul>
<p>社会性・倫理・人間観</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨床心理実践における倫理の重要性を学ぶことを通じて、一般社会人として不可欠なモラルに従い、責任ある社会人としてとるべき行動のあり方を理解している。</li> <li>学問的知識や技法を倫理観と節度を持って活用する姿勢の重要性を理解している。</li> </ul>



# 心理社会学部人間科学科のカリキュラムマップ

資料2



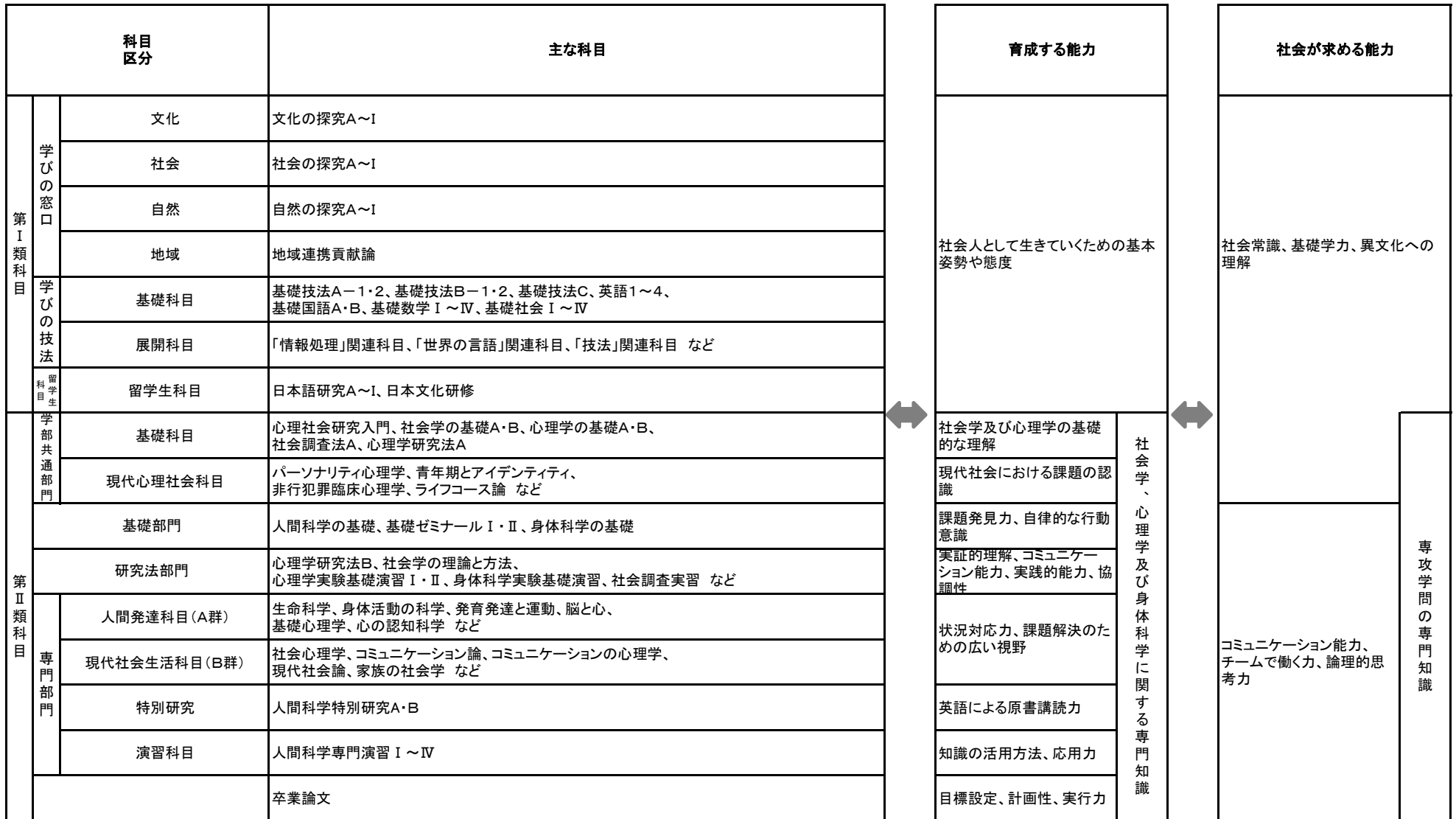
心理社会学部人間科学科の履修モデル

資料3

科目区分	1年次		2年次		3年次		4年次		履修単位数
	1	2	3	4	5	6	7	8	
第Ⅰ類科目 学びの窓口	文化	文化の探究A							2
	社会		社会の探究A						2
	自然	自然の探究I							2
	地域	地域連携貢献論							2
第Ⅰ類科目 学びの技法	基礎科目	基礎技法A-1		基礎技法A-2					14
		基礎技法B-1	基礎技法B-2						
		基礎技法C							
	展開科目	英語1	英語2	英語3	英語4				4
		情報処理B-1(エクセル)	情報処理A-1(ワード)						
第Ⅱ類科目 学部共通部門	基礎科目	心理社会研究入門							12
		社会学の基礎A							
		社会学の基礎B							
		心理学の基礎A							
	現代心理社会科目		社会調査法A						4
			心理学研究法A				ライフコース論		
	基礎部門			パーソナリティ心理学					8
		基礎ゼミナール I	基礎ゼミナール II						
	研究法部門		人間科学の基礎		心理学実験基礎演習 I	心理学実験基礎演習 II			22
			基礎ゼミナール I	基礎ゼミナール II	社会学基礎演習 I	社会学基礎演習 II			
			身体科学の基礎	社会調査法B					
				社会調査法C					
				社会統計学I		社会統計学 II			
第Ⅱ類科目 専門部門	人間発達科目(A群)			基礎心理学				16	
					脳と心				
					動物と人間の心理学				
						生命科学			
						発育発達と運動			
	現代社会生活科目(B群)						認知社会心理学		16
							親と子の発達心理学		
								健康心理学	
			コミュニケーションの心理学						
				現代社会論					
特別研究								4	
			人間科学特別研究A		人間科学特別研究B				
演習科目					人間科学専門演習 I	人間科学専門演習 II		8	
					人間科学応用演習 I	人間科学応用演習 II			
							卒業論文	8	
履修単位数	第Ⅰ類科目	7	11	5	3	0	0	0	26
	第Ⅱ類科目	12	10	18	18	14	14	8	98
	合計	19	21	23	21	14	14	8	124

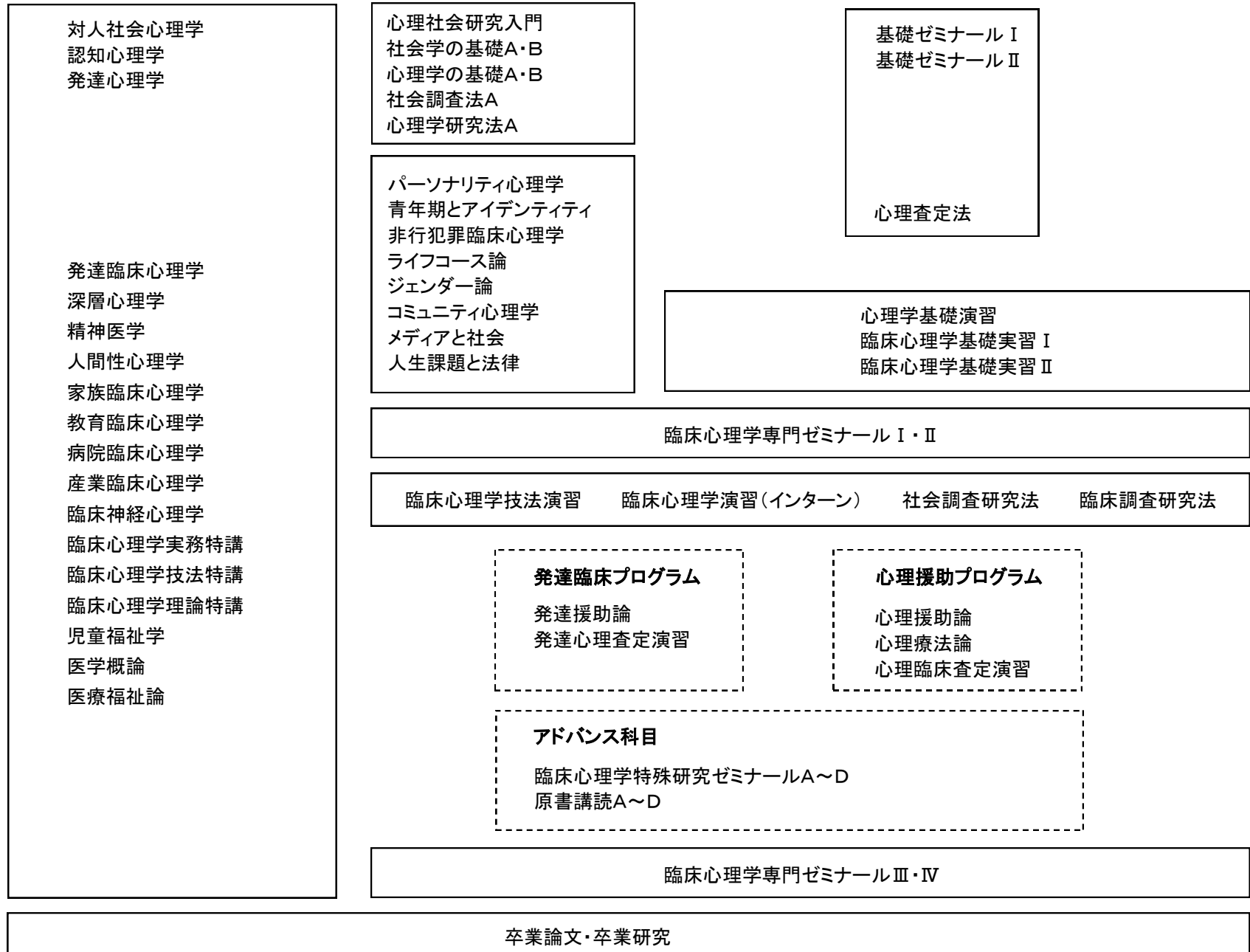
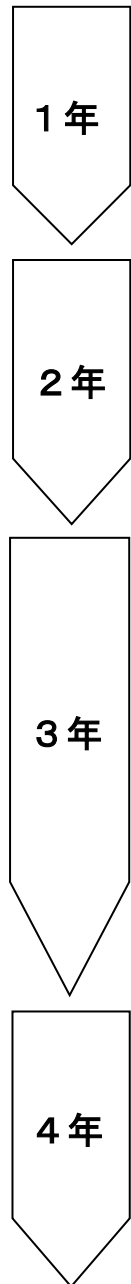
## 心理社会学部人間科学科のカリキュラムと育成する能力の関係図

## 資料4



# 心理社会学部臨床心理学科のカリキュラムマップ

## 資料5



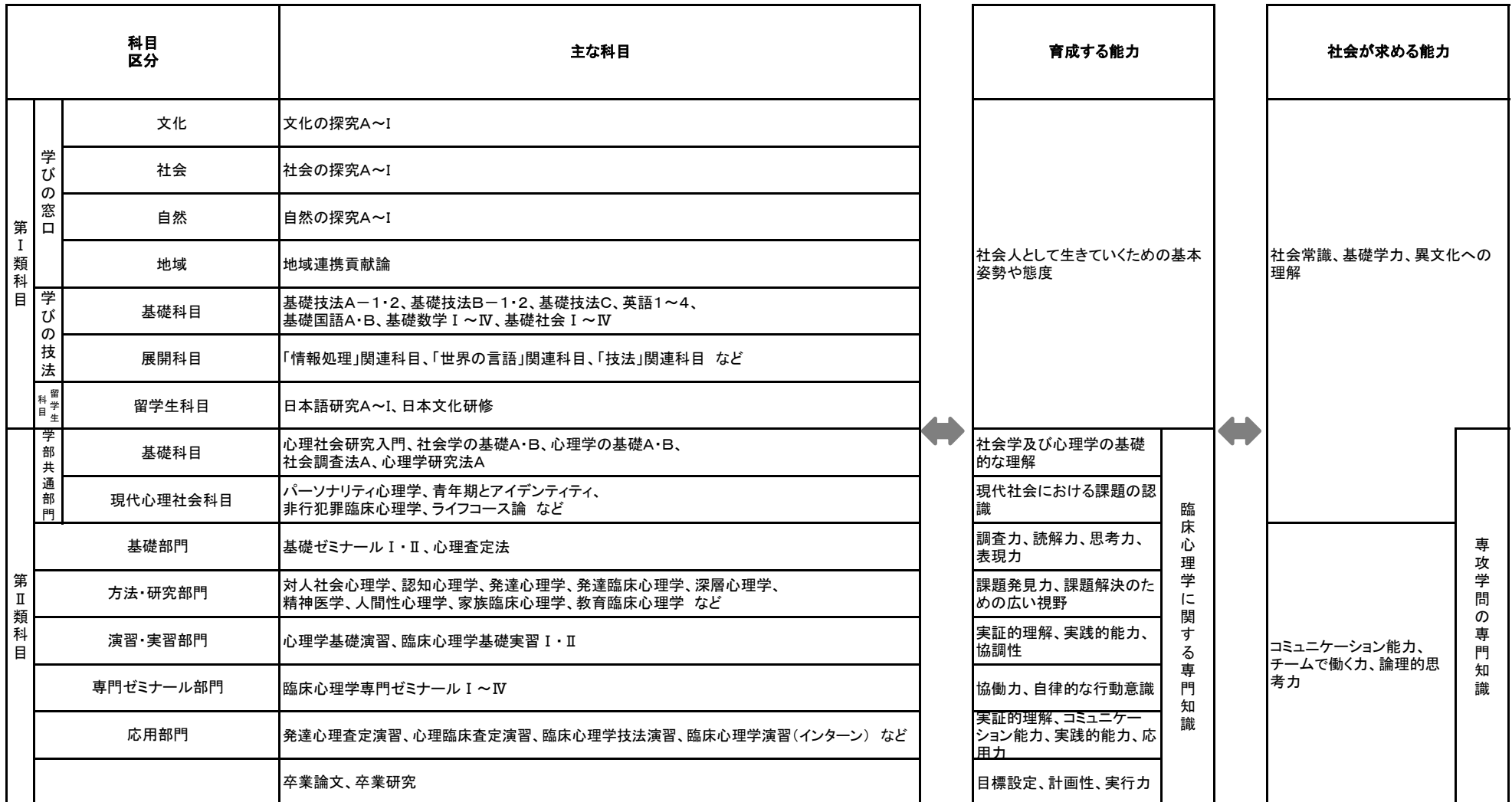
心理社会学部臨床心理学科の履修モデル

資料6

科目区分	1年次		2年次		3年次		4年次		履修単位数	
	1	2	3	4	5	6	7	8		
第Ⅰ類科目	学びの窓口	文化	文化の探究A						2	
		社会	社会の探究A						2	
		自然	自然の探究I						2	
		地域	地域連携貢献論						2	
	学びの技法	基礎科目	基礎技法A-1		基礎技法A-2				14	
			基礎技法B-1	基礎技法B-2						
展開科目	基礎科目	英語1	英語2	英語3	英語4			4		
			情報処理B-1(エクセル)	情報処理A-1(ワード)						
第Ⅱ類科目	学部共通部門	基礎科目	心理社会研究入門						10	
			社会学の基礎A							
				心理学の基礎A						
				心理学の基礎B						
	現代心理社会科目	基礎科目	心理学研究法A						6	
			パーソナリティ心理学				非行犯罪臨床心理学			
	基礎部門	基礎科目	基礎ゼミナールⅠ	基礎ゼミナールⅡ			コミュニティ心理学		6	
					心理査定法					
	方法・研究部門	基礎科目	認知心理学						40	
			発達心理学							
				対人社会心理学						
					発達臨床心理学					
					人間性心理学					
					産業臨床心理学					
				臨床心理学実務特講						
				児童福祉学						
					深層心理学					
					精神医学					
演習・実習部門	基礎科目			心理学基礎演習				6		
				臨床心理学基礎実習Ⅰ	臨床心理学基礎実習Ⅱ					
専門ゼミナール部門	基礎科目				臨床心理学専門ゼミナール	臨床心理学専門ゼミナール	臨床心理学専門ゼミナール	臨床心理学専門ゼミナール	8	
					臨床心理学技法演習					
応用部門	基礎科目				臨床調査研究法			14		
					臨床心理学特殊研究ゼミナールA					
					臨床心理学演習(インターン)					
					社会調査研究法					
履修単位数	第Ⅰ類科目	9	11	3	3	0	0	0	0	26
	第Ⅱ類科目	12	10	21	21	14	8	6	6	98
	合計	21	21	24	24	14	8	6	6	124

## 心理社会学部臨床心理学科のカリキュラムと育成する能力の関係図

## 資料7



# 大正大学職員就業規則

昭和 62 年 11 月 11 日

改正 平成 5 年 4 月 1 日 平成 9 年 4 月 1 日

平成 11 年 4 月 1 日 平成 14 年 4 月 1 日

平成 16 年 1 月 1 日 平成 19 年 12 月 7 日

平成 22 年 4 月 1 日 平成 23 年 4 月 1 日

平成 25 年 4 月 1 日 平成 27 年 4 月 1 日

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この規則は、学校法人大正大学（以下「本学」という。）に勤務する職員の就業に関する事項を定める。

### (職員の定義)

第 2 条 この規則にいう「職員」は、「教育職員」と「事務職員」の総称をいう。

2 この規則にいう「教育職員」とは、本学の諸規定に基づき採用された専任の教育職員をいう。

3 この規則にいう「事務職員」とは、この規則の第 5 条及び第 6 条に定める手続きを経て採用された専任の事務職員（技術系職員を含む）をいう。

4 非専任の教育職員及び非専任の事務職員については、別に定める。

### (規則の遵守)

第 3 条 本学及び職員の双方は、建学の精神に則り、この規則を遵守し、誠実に各々その義務を履行し、本学設立の目的を達するよう努力しなければならない。

### (法令等の遵守)

第 4 条 この規則で定めのない事項については、労働基準法その他法令の定めによる。

## 第 2 章 採用等

### (任免・採用)

第 5 条 職員の任免は、理事長がこれを行う。

2 事務職員の採用は、選考試験に基づいて決定する。

3 教育職員の採用方法及び手続きは、別に定める。

### (就職希望者の提出書類)

第 6 条 本学に事務職員として就職を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。ただし、事情により、その一部を免除することができる。なお、教育職員については別に定める。

- (1) 自筆履歴書及び最近 3 か月以内に撮影した写真
- (2) 学業成績証明書
- (3) 卒業・修了（見込）証明書

- (4) その他、本学が必要とする書類  
(採用決定後の提出書類)

第7条 職員として採用が決定された者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 誓約書  
(2) 身元保証書  
(3) 住民票記載事項証明書（本籍の記載のないもの）  
(4) 健康診断書  
(5) その他、本学が必要とする書類  
(試用期間)

第8条 新たに採用された職員には、3か月の試用期間をおき、その期間中に職員としての適性を判断する。ただし、職務の内容又は本人の経歴によっては、試用期間を短縮又は免除することがある。

2 試用期間中に勤務態度不良、勤務成績不良、能力不足、健康状態不適合など本学の職員として適当でないと認められた者、及び不正に採用された者は、試用期間中又は試用期間満了時に採用を取り消す。又、教育職員については、教育職員として最小限必要な資質能力（専門的な知識・技能を基に、教育職員としての使命感や責任感、教育的愛情等を持って教科を担任しつつ、教科指導、学生指導等の職務を著しい支障が生じることなく実践できる資質能力をいう。）、総合的な人間力（豊かな人間性や社会性、常識と教養、礼儀作法をはじめ対人関係能力、コミュニケーション能力などの人格的資質、他の教育職員や事務職員と協力していくことをいう。）、及び教育者としての倫理観がないと認められた場合にも、試用期間中又は試用期間満了時に採用を取り消す。

3 職員の試用期間は、その者の勤続年数に算入する。

4 試用期間中の者については、特に定めのある場合を除き、この規則を適用する。

(研修)

第9条 本学は、職員に対して人格の陶冶、知識の向上、技能の練磨のため、必要に応じて研修を行う。

2 研修には、新入者教育、随時、特定の研修があり、学外の講習会にも派遣することがある。

(身上異動の届出)

第10条 職員は、次の各号の一に異動があった場合は、速やかに届け出なければならない。

- (1) 第7条第2号、第3号及び第5号の提出書類の記載事項に変更が生じたとき、及びその他身上に異動があったとき  
(2) 刑事事件に関係し、逮捕され又は起訴されたとき

### 第3章 服務規律

(服務の基本原則)

第11条 職員は、本学の使命を達成するため、本学の諸規程を守り、互いに協力して、その職務に専念しなければならない。



2 職員は、社会や本学の直接的又は間接的利害関係者の満足度向上や期待、要望に応えるために、教育研究及び地域・社会貢献に参画するよう努力しなければならない。

(遵守事項)

第12条 職員は、次の各号に関する行為をしてはならない。

- (1) 本学の運営に関し不実の事項を流布・喧伝する行為その他本学の名誉又は品位、信用を傷つける行為
- (2) 許可なく、公職もしくは他の職業に就き、又は本学以外の業務に従事し、もしくは事業を営む行為
- (3) 職務上の地位を利用し、私利をはかる行為
- (4) 許可なく、本学内において職務に関係のない集会、演説をし、印刷物を配布し又は掲示し、その他本学の業務を妨げる行為
- (5) 他の職員又は学生に対する他の団体・組織への入会もしくは会合・イベント参加への勧誘行為、又は商品・サービスの購入等の勧誘・紹介その他の営利行為
- (6) 就業中に知り得た本学の機密もしくは職員・学生及びそれらの家族に関する個人情報(以下「機密情報等」という。)を漏らし、もしくは職務の目的以外にこれを使用し、又は許可なく機密情報等に関する文書、帳票等を他に閲覧謄写させる行為
- (7) 就業時間中であると否とにかかわらず、ハラスメント(セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント及びその他のハラスメント)になる言動により他の職員、学生、又はその他の本学関係者に身体的、精神的な苦痛を与えたり、職場環境を悪化させる行為
- (8) 本学内の建物その他の設備、物品を許可なく私用に供し、みだりに破損させ又は持ち出す行為
- (9) 職務に関し不当な金品を受理し、又は職場を利用して自己の利益を図る行為
- (10) 暴力行為、脅迫行為により本学の業務の遂行を妨害する行為
- (11) 刑法その他刑事法規に違反する行為
- (12) その他、上記に準ずる行為や本学の指示に反する行為

(服務心得)

第13条 職員は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 勤務時間中は、所属長の指示に従い誠実に勤務すること
- (2) 自己の職務上の権限を越えて独断的なことを行わないこと
- (3) 酒気をおびて勤務しないこと
- (4) 所定の場所以外で喫煙しないこと
- (5) Eメールを私的に使用したり、ウェブサイトを業務以外の目的で閲覧しないこと
- (6) 業務上の正当な目的以外に、本学のサーバー又は学生の個人情報にアクセスしないこと
- (7) この規則その他本学の諸規程に定める手続、届出、報告等を怠らないこと
- (8) 職場を常に整理整頓し、清潔を保ち、火災や盗難の防止に努めること

(9) 本学内で政治活動を行わないこと

(入場の禁止・退場)

第14条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、本学内への入場を禁止し、又は退場を命じる場合がある。

- (1) 就業により健康を損なう恐れがあるとき
- (2) 衛生上有害と認められるとき
- (3) 職務に必要なでない火器・凶器その他危険物を携帯しているとき
- (4) 本学の業務を妨害し、もしくは秩序・風紀を乱し、又はその恐れがあるとき
- (5) 酒気をおびているとき
- (6) その他本学が就業に適さないと認めたとき

(出勤)

第15条 職員は、勤務時間を厳守し、出勤及び退出の明示をしなければならない。

(遅刻・早退)

第16条 職員は、遅刻又は早退する場合は、事前に所属長の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない場合は、事後速やかに届け出なければならない。

(外出)

第17条 業務上の必要によらないで、勤務時間中に職場を離れてはならない。ただし、やむを得ない事由のため職場を離れようとするときは、所属長の承認を得なければならない。

(欠勤)

第18条 病気、その他、やむを得ない事由によって欠勤する場合は、予めその理由と日数を3日前までに申し出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない場合は、事後速やかに届け出て承認を得なければならない。

2 傷病による欠勤が7日を超えるときは、療養の必要を認めた期間を記入した医師の診断書を提出しなければならない。

#### 第4章 異動等

(異動)

第19条 本学は、業務の必要に応じて（キャンパスの新設・移動による場合を含み、教育職員においてはカリキュラム編成による授業科目の新設・廃止等による場合を含む）、職員に対し、職員の職務内容及び勤務場所の変更を命ずることがある。

- 2 異動に際しては、速やかに業務を引き継がなければならない。
- 3 第1項の命令を受けた職員は、正当な理由なくして、これを拒むことはできない。

(出向)

第20条 本学は、業務の必要上、職員に対し出向を命ずることがある。

- 2 出向に際しては、速やかに業務を引き継がなければならない。
- 3 第1項の場合、本学は雇用条件について職員の不利益にならないよう配慮する。

(任命・昇任)

第 21 条 職員の任命・昇任に関しては、別に定める。

#### 第 5 章 勤務

##### (勤務時間)

第 22 条 事務職員の勤務時間は、毎月 1 日を起算日とする 1 か月単位の変形労働時間制を採用し、1 か月を平均して 1 週間 40 時間以内とする。

2 事務職員の始業時刻、終業時刻は次のとおりとする。

始業時刻 9 : 00 終業時刻 17 : 00

始業時刻 10 : 00 終業時刻 18 : 00

始業時刻 10 : 30 終業時刻 18 : 30

3 教育職員については、各教育職員ごと個別に定める。

4 事務職員の勤務時間は、本学の業務その他の必要により繰り上げ又は繰り下げることがある。

##### (休憩時間)

第 23 条 事務職員の休憩時間は、原則として 12 時から 13 時までの 1 時間とする。

2 教育職員については、各教育職員ごと個別に定める。

3 事務職員の休憩時間は、本学の業務、その他の都合により変更することがある。

##### (学外勤務)

第 24 条 職員が出張その他学外用務で勤務する場合で勤務時間が算定しがたいときは、第 22 条の時間勤務したものとみなす。

##### (休日)

第 25 条 職員の休日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日（ただし、本学が指定する日を除く。）

(2) 土曜日（ただし、本学が指定する日のみとする。）

(3) 国民の祝日及び休日（ただし、本学が指定する日を除く。）

(4) 年末・年始（学事日程に準ずる）

(5) その他、本学が定める休日。

2 前項第 5 号の休日の具体的日付は、前月末日までに部署ごとに定めて明示する。

3 本学の業務の都合により、第 1 項の休日を前後 4 週間以内の他の日と振り替えることがある。この場合、前日までに振替後の休日を指定して職員に通知する。

4 本学の業務の都合によりやむを得ず前項に規定する振替後の休日を指定することなく休日に出勤させたときは、本人の申し出により代休日を付与することができる。

##### (時間外勤務・深夜・休日勤務)

第 26 条 業務上の都合によりやむを得ない場合、職員に対し、労使協定により、勤務時間外、深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間）、又は休日に勤務させることがある。

2 時間外勤務を行うときは、30 分の休憩後に時間外勤務をしなければならない。ただし、上司の承認を得た場合は、この限りではない。

(時間外勤務・深夜・休日勤務の制限)

第 27 条 満 18 歳未満の者については時間外勤務，深夜勤務，又は休日勤務をさせない。育児又は介護のための時間外勤務，深夜勤務の取扱いについては，別に定める。

(日直勤務)

第 28 条 職員には，日直勤務を命ずることがある。

(非常災害時の特例)

第 29 条 事故の発生，火災，風水害その他避けることができない事由で臨時の必要がある場合は，すべての職員に対し所定の勤務時間を超えて，休日勤務又は深夜勤務を命ずることがある。

## 第 6 章 休暇等

(年次有給休暇)

第 30 条 雇い入れの日を起算日として，6 か月間継続勤務し全労働日の 8 割以上出勤した職員に対して，継続し，又は分割した 10 労働日の有給休暇を与える。

2 毎年 4 月 1 日に前年度 8 割以上勤務した職員に対して勤続年数に応じて次のとおり有給休暇を与える。

勤続年数	有給休暇日数
1 年以下	11 日
2 年以下	12 日
3 年以下	14 日
4 年以下	16 日
5 年以下	18 日
5 年超	20 日

3 年次有給休暇日数のうち，1 年以内に行使しなかった年次有給休暇は，向こう 1 年間に限り繰り越すことができる。

4 年次有給休暇は，職員の請求があった時季に与えるものとする。ただし，業務の都合上やむを得ない場合は，その時季を変更することがある。

5 年次有給休暇を受けようとする職員は，予め期日と日数を届け出なければならない。

6 (特別休暇)

第 31 条 職員が，次の各号に該当するときは，事前の申請によって，次のとおり有給の特別休暇を与える。ただし，休日を含むものとする。

- (1) 本人の結婚..... 7 日
- (2) 子女の結婚..... 3 日
- (3) 配偶者の出産..... 3 日
- (4) 兄弟姉妹の結婚..... 3 日

- (5) 父母，配偶者，子女の死亡…………… 7日
- (6) 祖父母，兄弟姉妹の死亡…………… 5日
- (7) 火災，風水害その他本人の責に帰することのできない事情で罹災したとき…………… 5日
- (8) 伯父，叔父，伯母，叔母，孫の慶弔…………… 1日
- (9) 裁判員裁判に選任され出頭するとき…………… 必要な日数
- (10) その他，前各号に準ずる程度のやむを得ない事由による時…必要な期間

2 特別休暇の起算日は，原則としてその該当日からとする。なお，前項第1号，第5号，第6号については，その該当日を含む1か月以内に2期間に分けて与えることができる。

(出産休暇)

第32条 6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産する予定の女性職員から請求があったときは，その期間の産前休暇を与える。

2 出産した女性職員には，産後8週間の休暇を与える。ただし，産後6週間を経過した女性職員が請求した場合には，医師が支障がないと認めた業務への就業を認めることがある。

3 出産休暇中の給与支給については，本学給与規程による。

(母性健康管理)

第33条 母性健康管理に関する事項は，別に定める。

(生理休暇)

第34条 女性職員で生理日の勤務が著しく困難な場合は，本人の請求により，その必要日数の休暇を与える。なお，休暇を受けた者は，安静に努め，身体の保護を図るものとする。

2 生理休暇により休んだときは，その休暇日については給与を支給しない。

(育児休業)

第35条 育児休業に関する事項は，別に定める。

(介護休業)

第36条 介護休業に関する事項は，別に定める。

## 第7章 休職

(休職)

第37条 職員が次の各号の一に該当するときは，休職を命ずることができる。職員は，傷病等の場合，療養の必要を認めた期間を記入した医師の診断書を提出しなければならない。

- (1) 業務外の傷病による欠勤が引き続き3か月(復職後1年以内に再発のため欠勤した場合は1か月)に達したとき
- (2) 自己の都合による欠勤が引き続き1か月に達したとき
- (3) 国及び地方公共団体の公職に就任し，職務に支障をきたすと認められたとき
- (4) 刑事事件に関し起訴され，相当期間就業できないと認められたとき
- (5) 本人の願いにより，本学がこれを認めたとき
- (6) その他，業務上必要と認められたとき(出向を含む)

2 前項の規定にかかわらず、本学が必要と認めたときは、欠勤期間を設けず直ちに休職を命ずることができる。

3 休職中の者は、職員としての身分を保有する。ただし、職務に従事することはできない。  
(休職期間)

第 38 条 休職期間は、次に掲げる表のとおりとする。

(1) 業務外傷病休職

勤続年数	休職期間
1年未満	6か月(12か月)
1年以上	12か月(24か月)

※ ( ) 内は結核性疾患の場合とする。

※長期療養を要する疾患については、さらに1年を限度として、休職期間の延長を許可することができる。

(2) 自己都合休職 3か月

(3) 公職休職 在職期間

(4) 刑事事件休職 刑事事件が裁判所に係属する期間

(5) 依願休職 本学が必要と認める期間

(6) 業務上の休職 本学が必要と認める期間

(休職期間中の取扱い)

第 39 条 休職期間中の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 休職期間は、これを勤続年数に算入しない。

(2) 休職期間中の給与は、本学給与規程の定めるところによる。

(3) 休職期間中は、定期的に近況を報告しなければならないが、本学の許可なく他の事業又は職務に従事してはならない。

2 休職期間中、前項の定期的近況報告をしないとき、本学からの連絡に回答しないときは、休職命令を取り消すことがある。

(休職期間の通算)

第 40 条 第 37 条の規定により休職となり、休職期間の途中で復職した者が、出勤することが引き続き3か月に達しないで、更に同じ又は類似の事由によって出勤できなくなった場合は、休職期間は、中断しないものとし、休職期間の計算にあたっては、その勤務日を除いて前後を通算する。

(復職)

第 41 条 休職者が次の各号の一に該当し、本学が必要と認めたときは、復職を命ずることができる。

(1) 業務外傷病休職 休職期間満了の日までに治癒し、勤務に耐えられると医師が診断し、本学が復職可能と認めたととき

この場合、必要に応じて本学の指定する医師の診断書を提出させることがある

- (2) 自己都合休職 休職期間満了日までに、休職事由が消滅したとき
  - (3) 公職休職 公職を退任したとき
  - (4) 刑事事件休職 一審判決で無罪を言い渡されたとき、又は一審判決で有罪を言い渡された刑の執行を猶予され、かつ特に情状酌量の余地があるとき
  - (5) 依願休職 休職期間が満了したとき
  - (6) 業務上休職 休職期間が満了したとき
- 2 復職は、現職復帰を原則とするが、業務の都合、あるいは本人の心身の状況により異なる職種に勤務させることがある。
- 3 本学が、診断書を作成した医師に対する面談による事情聴取を求めたときは、職員はこれに応じなければならない。又、本学が選定した医師による診断を求めたときも、職員はこれに応じなければならない。

## 第8章 退職・解雇

(依願退職)

第42条 職員が自己の都合で退職しようとする場合は、退職希望日の1か月以前に、所属長を経て退職願を提出しなければならない。

(定年退職)

第43条 職員の定年については、満65歳とし、退職日は定年に達した月が属する年度の末日とする。

(職員としての地位の喪失)

第44条 職員が次の各号の一に該当する場合は、職員としての地位を失う。

- (1) 死亡したとき
- (2) 第42条により、退職を願い出て承認されたとき
- (3) 第43条により、定年に達したとき
- (4) 第45条により、解雇されたとき
- (5) 休職期間が満了してもなお休職事由が消滅しないとき

2 職員としての地位を喪失した者は、その在職中に行った自己の責務に属すべき職務に対する責任は免れない。

3 職員としての地位を喪失した者は、喪失後も、在職中に知り得た機密情報等を漏らし又は使用してはならない。

(解雇)

第45条 職員が次の各号の一に該当する場合は、解雇される。

- (1) 勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがなく、職員としての職責を果たし得ないとき
- (2) 勤務成績又は業務能率が著しく不良で、向上の見込みがなく、他の職務にも転換できない等就業に適さないとき

- (3) 業務上の負傷又は疾病による療養の開始後3年を経過しても当該負傷又は疾病が治らない場合であって、労働者が傷病補償年金を受けているとき又は受けることとなったとき（本学が打ち切り補償を支払ったときを含む）
- (4) 精神又は身体の障害により業務に耐えられないとき
- (5) 第8条第2項のいずれかの事由に該当するものと認められたとき
- (6) 第61条に定める懲戒解雇事由に該当する事実が認められたとき
- (7) 組織の改廃（学部・学科の改廃を含む）、業務の縮小又は変更（カリキュラム編成による授業科目の廃止等を含む）によるとき
- (8) 天災事変その他これに準ずるやむを得ない事由によるとき
- (9) その他前各号に準ずるやむを得ない事由があったとき

2 前項の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に予告をする。予告しないときは、平均賃金の30日分以上の手当を解雇予告手当として支払う。ただし、予告の日数については、解雇予告手当を支払った日数分だけ短縮することができる。

3 前項の規定は、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合、もしくは労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合で労働基準監督署長の認定を受けたとき、又は次の各号のいずれかに該当する職員を解雇する場合は適用しない。

- (1) 日々雇い入れられる職員（ただし、1か月を超えて引き続き使用されるに至った者を除く）
- (2) 2か月以内の期間を定めて使用する職員（ただし、その期間を超えて引き続き使用されるに至った者を除く）
- (3) 試用期間中の職員（ただし、14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く）  
（解雇制限）

第46条 前条の規定に関わらず、職員が次の各号のいずれかに該当する期間は解雇しない。

- (1) 業務上負傷し又は疾病に罹り療養のため休業する期間及びその後30日間
- (2) 女性職員が産前産後に休業する期間及びその後30日間

2 天災事変その他やむを得ない事由により事業の継続が不可能となった場合で労働基準監督署長の認定を受けたとき、又は労働基準法及び労働者災害補償保険法の定めにより打ち切り補償を行いもしくは行ったとみなされたときは、前項の限りではない。

## 第9章 賃金

（給与）

第47条 職員の給与については、別に定める本学給与規程による。

（退職金）

第48条 職員の退職金については、別に定める退職金規程による。ただし、職員の区分ごとに別途定める規程において支給されないことが明記されている場合を除く。

（旅費）

第49条 職員の出張に関する旅費及び手続きについては、別に定める本学旅費規程による。



## 第10章 安全衛生

### (安全衛生の確保)

第50条 本学は、職員の安全衛生のために必要な措置を講じ、職員の健康保持及び災害の予防に努める。

- 2 職員は、危害の防止、災害の予防及び環境衛生保全のために、法令又は本学が定めた必要な事項を遵守しなければならない。

### (火災予防)

第51条 本学は、建物、構築物の火災予防のため、防火管理者及び各室に火元責任者を置く。

- 2 職員は、防火管理者及び火元責任者の指示に従い、火災の予防に協力しなければならない。

### (保健)

第52条 本学は、職員の衛生管理のため、衛生管理者を置く。

- 2 職員は、衛生管理者及び校医の衛生に関する指示に従い、保健衛生施設の活用を図り、保健に努めなければならない。

### (健康診断)

第53条 本学は、職員に対し、毎年1回以上の定期健康診断を行う。

- 2 職員は、前項の健康診断を理由なく拒むことはできない。ただし、他の医師の健康診断を求めて、その結果を証明する書類を提出した場合は、この限りではない。

### (業務上の災害補償給付)

第54条 業務上の事由による職員の負傷、疾病、障害又は死亡等に対しては、労働者災害補償保険法の定めるところにより補償する。

- 2 通勤による職員の負傷、疾病、障害又は死亡等に対しては、労働者災害補償保険法の定めるところにより補償する。

### (福利厚生施設・私学共済)

第55条 本学は、福利厚生施設の充実を図り、職員は、等しくその施設を利用することができる。

- 2 職員が、前項の施設を利用するときは、所定の規定を守り、その保全愛護に努めなければならない。

- 3 本学は、日本私立学校振興・共済事業団に加盟する。

## 第11章 賞罰

### (表彰)

第56条 次の各号の一に該当する場合は、その都度審査の上表彰する。

- (1) 20年以上勤続し、品行方正にして、他の模範となる場合
- (2) 職務に精励して、業務において特に功績があった場合
- (3) 本学の災害を未然に防止し、又は災害時に特に功労があった場合
- (4) 社会的に功労があり、本学及び職員の名誉となる行為があった場合
- (5) その他、表彰に値する善行又は功労があった場合

2 職員の表彰は、学長室会議の議を経て理事長に具申し、理事長が行う。

3 表彰は賞状、賞品又は賞金を授与してこれを行う。

(懲戒)

第 57 条 この規則第 59 条・第 60 条・第 61 条に該当する職員を懲戒する。

2 懲戒は、学長室会議構成員による懲戒審査会（以下「審査会」という。）における審査を経て理事長に具申し、理事長が行う。

3 前項の審査を行うに当たっては、その者に対して審査の理由を記載した説明書を交付しなければならない。

4 審査を受ける者が前項の説明書を受領したのち 14 日以内に請求した場合は、その者に対し口頭又は書面で陳述する機会を与えなければならない。

5 審査会は非公開とし、審査会の委員は、審査会で知り得た秘密を他に漏洩してはならない。

6 前 3 項に規定するもののほか、第 1 項の審査に関して必要な事項は、審査会が定める。

7 第 2 項の規定にかかわらず、職場秩序に悪影響を与えるおそれのあるときその他懲戒対象職員が出勤することが適当でない認められる場合には、本学は、懲戒処分の決定以前において臨機に就業の停止又は出勤の停止を命ずることがある。

(懲戒の種類)

第 58 条 懲戒の種類は、譴責・謹慎・減給・停職・降格・降職・諭旨退職及び懲戒解雇とする。

(1) 譴責は、始末書を提出させ、本人の将来を戒める。

(2) 謹慎は、始末書を提出させ、20 日以内の日を定めて自宅において謹慎させ、本人の将来を戒める。

(3) 減給は、給与を減じ、本人の将来を戒める。ただし、1 回の額は平均賃金 1 日分の 10 分の 5 を超えることなく、又その減給総額が、当該給与支払期の給与総額の 10 分の 1 を超えないものとする。

(4) 停職は、3 か月以内の期間を定めて本人の出勤を停止し、その従事していた業務を行わず本人の将来を戒める。なお、停職中は給与は支給せず、勤続期間に算入しない。

(5) 降格、降職は、現資格、現職位を下位に下げて本人の将来を戒める。

(6) 諭旨退職は、退職願いの提出を勧告し、原則として、自発的退職として退職金を支給する。ただし、事由により減額することがある。なお、本学が定める期間内にこれに応じない場合は懲戒解雇とする。

(7) 懲戒解雇は、予告期間を設けず即時解雇し、予告手当・退職金を支給しない。ただし、労働基準監督署長の認定を受けないときは、労働基準法第 20 条の定めるところによる。

(譴責・謹慎)

第 59 条 次の各号の一に該当するときは、譴責もしくは謹慎とする。

(1) 正当な理由なくしばしば欠勤（教育職員においては休講を含む）、遅刻、早退し、又は本学もしくは職場の風紀・秩序を乱すなど、勤務状況が不良と認められたとき

- (2) 業務上の命令に従わないとき
- (3) 第3章（服務規律）又は本学が定めた各種内部規程（個人情報保護規程等を含むがこれに限らない。）に違反したとき
- (4) 本学の教育方針に違背する行為を行うか、又は行わせたとき
- (5) 過失により本学に損害を与えたとき
- (6) 部下の監督不行届のため部下が懲戒処分を受けたとき
- (7) 第8条第2項のいずれかの事由に該当するものと認められる場合でその程度が軽微なとき  
（減給・停職・降格・降職）

第60条 次の各号の一に該当するときは、減給・停職・降格・降職とする。

- (1) 本学及び本学の職員、又は関係取引先を誹謗もしくは中傷し、又は虚偽の風説を流布もしくは喧伝したとき
- (2) 本学及び関係取引先の秘密及びその他の情報を漏らし、又は漏らそうとしたとき
- (3) 本学内の建物、施設、備品等を許可なく、私用に供し、破損させ又は持ち出したとき
- (4) 職務に関して不当の金品を受理し、又は職場を利用して自己の利益を図ったとき
- (5) 第59条のいずれかの事由に該当し、その程度が第59条の場合に比して著しく重大なとき、又は前条に掲げる行為が再度に及び、反省の色が見られないとき
- (6) 過失により本学に多大な損害を与えたとき
- (7) 経歴を偽り、又はその他不正な手段によって本学に採用されたとき
- (8) 重大な業務上の命令に従わないとき
- (9) その他、前各号の一に準ずる程度の不都合な行為があったとき  
（懲戒解雇）

第61条 次の各号の一に該当するときは、懲戒解雇とする。ただし、情状により諭旨退職とすることがある。

- (1) 正当な理由なく無許可欠勤が14日以上に及び、出勤の督促に応じない又は連絡がとれないとき
- (2) 正当な理由なく頻繁に遅刻、早退又は欠勤を繰り返し、再三の注意を受けても改めないとき
- (3) 正当な理由なく頻繁に業務上の指示又は命令に従わないとき
- (4) 故意又は重大な過失により、本学に重大な損害を与えたとき
- (5) 重要な経歴を偽り、又はその他重大な不正手段によって採用されたとき、及び重大な虚偽の届出又は申告を行ったとき
- (6) 重大な報告を疎かにした、又は虚偽の報告を行った場合で、本学に損害を与えたとき又は本学の信用を著しく害したとき
- (7) 正当な理由なく異動（出向命令等）の重要な職務命令に従わず、職場秩序を乱したとき

- (8) 素行不良で、著しく学内の秩序又は風紀を乱したとき（セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等によるものを含む）
- (9) 本学内で暴行、脅迫、傷害、暴言又はこれに類する重大な行為をしたとき
- (10) 本学に属するコンピュータ、電話（携帯電話を含む）、ファクシミリその他の備品によりインターネット、電子メール等を無断で私的に使用して猥褻物等を送受信し、又は他人に対する嫌がらせ等反社会的行為に及んだとき
- (11) 故意又は重大な過失によって、本学の建物、施設、備品等を汚損、破壊、使用不能の状態等にしたとき、又はサーバー、ハードディスクその他電子媒体に保存された本学の重要な情報を消去もしくは使用不能の状態にしたとき
- (12) 本学及び本学の職員、又は関係取引先を誹謗もしくは中傷し、又は虚偽の風説を流布もしくは喧伝し、本学業務に重大な支障を与えたとき
- (13) 本学及び関係取引先の重大な秘密及びその他の重要な情報を漏らし、又は漏らそうとしたとき
- (14) 再三の注意及び指導にもかかわらず、職務に対する熱意又は誠意がなく、怠慢で業務に支障が及ぶと認められるとき
- (15) 故意又は重大な過失によって、重大な災害、傷病又はその他の事故を発生させたとき
- (16) 職務権限を越えて重要な契約を行い、本学に損害を与えたとき
- (17) 信用限度を超えて取引を行い、本学に損害を与えたとき
- (18) 偽装、架空の取引等を行い、本学に損害を与え又は本学の信用を害したとき
- (19) 本学内における窃盗、横領、背任等刑法等の犯罪に該当する行為があったとき
- (20) 刑罰法規の適用を受け、又は刑罰法規の適用を受けることが明らかとなり、本学の信用を害したとき
- (21) 会計、経理、決算、契約にかかわる不正行為又は不正を認められる行為等、金銭、会計、契約等の管理上ふさわしくない行為を行い、本学の信用を害すると認められるとき
- (22) 前条の懲戒を受けたにもかかわらず、又は再三の注意、指導にもかかわらず改悛又は向上の見込みがないとき
- (23) 第3章（服務規律）又は本学が定めた各種内部規程（個人情報保護規程等を含むがこれに限らない。）に違反する重大な行為があり、本学に損害を与えたとき
- (24) その他この規則及び諸規程に違反し、又は非違行為を繰り返し、あるいは前各号に準ずる重大な行為があったとき  
（損害賠償）

第 62 条 職員が故意又は過失により、本学に損害を与えた場合は、懲戒するほか、その損害の一部又は全部を賠償させることがある。

## 第 12 章 改廃

（改廃）

第63条 第63条 この規則の改廃は、常務理事会が決定し、必要に応じて理事会に報告する。  
なお、教授会連合会及び事務職員会の代表者の意見を徴するものとする。

附 則

この規則は、昭和62年11月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成19年12月7日から施行する。

2 従前の「大正大学教職員永年勤続表彰に関する内規」は廃止する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

### 教育職員の定年の特例に関する内規

平成 14 年4月1日

改正 平成 23 年4月1日 平成 24 年8月1日

平成 27 年4月1日

(目的)

第1条 この内規は、大正大学職員就業規則第 43 条(平成 14 年4月1日施行)に定める定年に関し、平成 14 年3月 31 日に在職する教育職員の特例に関する事項について定める。

(対象者)

第2条 この内規の適用を受ける教育職員は、平成 14 年3月 31 日に在職し従前の大正大学職員就業規則に基づき採用された者を対象とする。

(定年の特例)

第3条 この内規の適用を受ける教育職員は、大正大学職員就業規則第 43 条の規定にかかわらず定年を 67 歳とし、退職日は当該年度末日とする。ただし、定年後満 70 歳まで、特任教員に移行することができる。退職日は満 70 歳に達した年度の末日とする。

(経過措置)

第4条 定年の特例に関する経過措置として、対象者は平成 13 年度の年齢に応じて別に定める経過措置を受けることとする。

(管掌)

第5条 この内規の事務管掌は、総務部人事課が行う。

(改廃)

第6条 この内規の改廃は、常務理事会が行う。

附 則

この内規は、平成 14 年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成 23 年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成 24 年8月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成 27 年4月1日から施行する。

各曜日・時間帯における規模別必要教室数(平成26年度実績)

資料10

春学期

	月				火				水				木				金				土			
	39名以下	40名以上 99名以下	100名以上	計	39名以下	40名以上 99名以下	100名以上	計	39名以下	40名以上 99名以下	100名以上	計	39名以下	40名以上 99名以下	100名以上	計	39名以下	40名以上 99名以下	100名以上	計	39名以下	40名以上 99名以下	100名以上	計
1限	13	18	9	40	10	24	7	41	10	23	7	40	5	20	7	32	6	20	7	33	0	1	2	3
2限	14	20	9	43	12	31	5	48	19	27	11	57	13	30	10	53	8	28	7	43	2	4	3	9
3限	13	27	10	50	16	25	8	49	5	20	7	32	13	30	9	52	18	28	9	55	1	6	0	7
4限	12	30	8	50	9	30	10	49	4	15	5	24	13	28	9	50	11	22	8	41	1	7	0	8
5限	4	21	9	34	5	17	6	28	3	9	4	16	10	15	8	33	8	21	1	30	0	0	0	0
6限	1	4	1	6	4	11	1	16	1	13	2	16	2	6	0	8	1	3	0	4	0	0	0	0
7限	1	1	0	2	0	1	0	1	2	12	0	14	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

秋学期

	月				火				水				木				金				土			
	39名以下	40名以上 99名以下	100名以上	計	39名以下	40名以上 99名以下	100名以上	計	39名以下	40名以上 99名以下	100名以上	計	39名以下	40名以上 99名以下	100名以上	計	39名以下	40名以上 99名以下	100名以上	計	39名以下	40名以上 99名以下	100名以上	計
1限	9	15	7	31	11	25	7	43	7	20	5	32	6	19	7	32	5	19	5	29	0	2	1	3
2限	11	21	8	40	12	31	10	53	13	18	10	41	12	25	11	48	8	27	4	39	1	4	2	7
3限	17	23	8	48	15	25	5	45	2	19	7	28	10	28	10	48	17	28	9	54	1	4	1	6
4限	14	31	9	54	6	30	11	47	6	17	4	27	12	29	10	51	9	22	10	41	1	6	0	7
5限	4	17	8	29	4	15	8	27	4	8	4	16	13	17	5	35	7	17	8	32	0	0	0	0
6限	0	6	1	7	4	10	1	15	2	9	2	13	3	4	1	8	3	2	0	5	0	0	0	0
7限	1	1	0	2	0	0	0	0	2	9	0	11	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

各教室の総数

- 39名以下教室: 30教室
- 40～99名以下教室: 42教室
- 100名以上: 12教室

## 資料 1 1

NDC分類による蔵書構成

分類		和書	洋書	合計
0	総記	31,041	4,997	36,038
1	哲学	84,177	30,255	114,432
2	歴史	61,115	11,691	72,806
3	社会科学	69,054	10,021	79,075
4	自然科学	10,585	2,050	12,635
5	工学	4,588	322	4,910
6	産業	3,740	278	4,018
7	芸術	20,098	2,132	22,230
8	語学	13,738	6,147	19,885
9	文学	68,070	11,959	80,029
	合計	366,206	79,852	446,058

(平成 26 年度末)



## 資料 1 2

心理社会学部関係の学術雑誌

NO	和雑誌タイトル
1	社会学研究所紀要
2	現代社会学
3	福祉社会学部論集
4	フォーラム現代社会学 : Kansai sociological review
5	犯罪社会学研究
6	駒沢社会学研究 : 文学部社会学科研究報告
7	家族社会学研究
8	環境社会学研究 = Journal of environmental sociology
9	明星大学社会学研究紀要
10	龍谷大学社会学論集
11	立正大学社会学・社会福祉学論叢
12	龍谷大学大学院研究紀要. 社会学・社会福祉学
13	社会学ジャーナル = Tsukuba journal of sociology
14	社会学研究年報
15	社会分析 : 社会学研究年報
16	社会学論叢
17	社會學雜誌
18	季刊社会学
19	社会・人間・福祉
20	ソシオロジスト : 武蔵大学:武蔵社会学論集
21	社会学研究科紀要
22	社會學雜誌
23	大正大学社会学・社会事業研究室紀要
24	東洋大学社会学研究所・年報
25	会報
26	現代スポーツ評論
27	体育研究所紀要
28	駒澤大学保健体育部研究紀要
29	研究紀要
30	札幌冬季オリンピック : 札幌オリンピック冬季大会組織委員会会報 = Sapporo'72
31	専修大学体育研究紀要 = Bulletin of the Institute of Sports, Physical Education and Recreation, Senshu University

32	スポーツ健康科学紀要
33	山岳
34	東京オリンピック
35	體育と武道
36	体育研究
37	東京女子体育大学紀要 = Bulletin of Tokyo Women's College of Physical Education
38	東京女子体育大学・東京女子体育短期大学紀要 = Bulletin of Tokyo Women's College of Physical Education and Tokyo Women's Junior College of Physical Education
39	藤村学園東京女子体育大学紀要
40	東京女子体育大学紀要 = Bulletin of Tokyo Women's College of Physical Education
41	体育学論叢
42	中央大学保健体育研究所紀要
43	体育研究紀要
44	上智大学体育
45	愛知学院大学心理臨床研究
46	青山心理学研究
47	文化とところ：多文化間精神医学研究
48	発達心理学と医学
49	発達心理学研究
50	變態心理
51	東洋大学発達臨床研究紀要
52	變態性慾
53	フェミニストカウンセリング研究
54	Imago：イマーゴ
55	家族心理学研究
56	交流分析研究：TA ニュース・レター：newsletter of Japan T[r]ansactional Analysis Association
57	京都大学大学院教育学研究科附属臨床教育実践研究センター紀要
58	駒澤大学心理学論集：KARP
59	九州大学心理臨床研究：九州大学教育学部心理教育相談室紀要
60	感性福祉研究所年報
61	久留米大学心理学研究
62	こころとことば
63	九州大学教養部心理学研究報告
64	相談学研究
65	カウンセリング研究

66	日本カウンセリング学会大会発表論文集.
67	京都女子大学学生相談室紀要
68	甲南大学 文学部心理学教室紀要
69	こころの科学
70	そだちの科学 : sodachi no kagaku : こころの科学
71	統合失調症のひろば : こころの科学
72	こころの健康 : 日本精神衛生学会誌
73	基礎心理学研究
74	森田療法学会雑誌 = Journal of Morita therapy
75	日本森田療法学会雑誌
76	明治学院大学心理臨床センター研究紀要
77	明治学院大学心理学部附属研究所年報
78	明治大学心理社会学研究
79	内観
80	応用心理学論文集
81	日本応用心理学会大会研究発表抄録集
82	日本応用心理学会大会研究発表論文抄録集
83	日本応用心理学会大会論文集
84	日本応用心理学会大会発表論文集
85	日本応用心理学会大会論文集
86	長崎純心大学心理教育相談センター紀要
87	応用心理学研究
88	心理學論文集 : 日本心理學會大會報告
89	日本心理學會大會発表論文抄録
90	日本心理学会大会発表論文集
91	日本心理学会大会発表論文抄録集
92	Psychology
93	日本心理学会大会発表論文集
94	日本発達心理学会大会発表論文集
95	日本理論心理学会年報
96	理論心理学研究 : Japanese journal of theoretical psychology
97	認知科学 = Cognitive studies : bulletin of the Japanese Cognitive Science Society
98	日本認知科学学会大会論文集 = Annual meeting of the Japanese Cognitive Science Society
99	人間性心理学研究
100	日本芸術療法学会誌 = Japanese bulletin of arts therapy
101	芸術療法 : 芸術療法研究会誌 = Art therapy

102	追手門学院大学心理学論集
103	桜美林大学臨床心理センター年報
104	プシケー : 日本ユングクラブ会報 = Psyche
105	臨床描画研究
106	立正大学心理・教育学研究
107	立正大学臨床心理学研究
108	臨床心理学研究
109	立教大学臨床心理研究
110	立教大学臨床心理学研究
111	臨床描画研究. Annex
112	ロールシャッハ研究
113	ロールシャッハ法研究
114	臨床心理
115	臨床心理学研究
116	リハビリテーション心理学研究 = The Japanese journal of rehabilitation psychology
117	筑波大学臨床心理学論集
118	臨床心理学 = Japanese journal of clinical psychology
119	臨床心理学. 増刊 = Japanese journal of clinical psychology
120	立正大学心理学研究所紀要
121	立正大学心理学研究年報
122	心理學研究
123	季刊精神療法
124	精神療法 = Japanese journal of psychotherapy
125	精神療法. 増刊
126	思春期青年期精神医学 = Japanese journal of adolescent psychiatry
127	精神分析研究
128	精神障害とリハビリテーション = Japanese journal of psychiatric rehabilitation
129	精神研・ロールシャッハ症例研究
130	精神研ケース研究 = Seishinken journal of psychotherapy
131	精神研心理臨床研究
132	催眠研究
133	催眠学研究
134	心理科学
135	集団精神療法
136	心理研究
137	性格心理学研究

138	パーソナリティ研究
139	生理心理学と精神生理学 = Japanese journal of physiological psychology and psychophysiology
140	昭和女子大学生生活心理研究所紀要
141	障害児教育実践研究 = Clinical research for the handicapped
142	発達心理臨床研究
143	心理学モノグラフ
144	失語症研究 : 日本失語症研究会誌 = Higher brain function research
145	高次脳機能研究 : 日本高次脳機能障害学会誌 = Higher brain function research
146	サイコロジー
147	心理臨床 : 名古屋大学教育学部心理教育相談室紀要
148	精神分析 : 東京精神分析学研究所機関誌
149	心的トラウマ研究 : 兵庫県こころのケアセンター研究年報 : official journal of Hyogo Institute for Traumatic Stress.
150	心理学評論
151	心理臨床の広場 : forum: a clinical psychology magazine
152	心理社会的支援研究
153	生涯発達心理学研究 : 生涯発達研究教育センター紀要
154	パーソナリティ研究
155	心霊研究
156	心理臨床
157	季刊心理臨床
158	心理臨床学研究 = Journal of Japanese clinical psychology
159	精神科治療学 = Japanese journal of psychiatric treatment
160	精神科診断学 = Archives of psychiatric diagnostics and clinical evaluation
161	大正大学カウンセリング研究所紀要
162	テオリア. 心理学篇 : 哲学・心理学科紀要
163	大正大学臨床心理学専攻紀要
164	東北心理學研究
165	東京成徳大学臨床心理学研究
166	中京大学心理学部紀要
167	中京大学心理学研究科・心理学部紀要
168	天理大学カウンセリングルーム紀要
169	早稲田大学臨床心理学研究
170	遊戯療法学研究
171	児童心理 = Child study
172	教育心理学研究

173	教育心理学年報
174	教育学・心理学論叢：京都女子大学大学院文学研究科教育学専攻
175	臨床教育心理学研究
176	青年心理学研究
177	思春期医学
178	思春期学
179	思春期医学雑誌
180	青年心理 = Youth problem
181	青年心理 = Adolescence
182	動物心理學年報
183	動物心理学研究
184	こころの臨床ア・ラ・カルト
185	こころの看護学
186	心と社会
187	こころと文化 = Psyche & culture
188	脳 21
189	大阪精神衛生
190	大阪精神保健 = Archives of Osaka mental health
191	大阪精神保健福祉 = Archives of Osaka mental health & welfare
192	臨床精神病理
193	臨床精神医学
194	老年精神医学雑誌 = Japanese journal of geriatric psychiatry
195	神経學雑誌
196	精神神経學雑誌
197	社会精神医学 = Japanese journal of social psychiatry
198	産業カウンセリング研究 = Japanese Association of industrial counseling
199	精神医学
200	精神分裂病研究の進歩
201	心身医療 = Psychosomatic therapy
202	心療内科 = Psychosomatic medicine
203	最新精神医学 = The Japanese journal of psychiatry
204	精神身体医学
205	心身医学
206	精神衛生
207	心の健康

NO	洋雑誌タイトル
1	American sociological review : the official journal of the American Sociological Society
2	Index to the American sociological review : official journal of the American Sociological Association
3	The American journal of sociology
4	The British journal of sociology
5	Berkeley journal of sociology : a critical review
6	Contributions to Indian sociology. N.S.
7	Current sociology = La Sociologie contemporaine
8	Kölner Zeitschrift für Soziologie
9	Kölner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie : neue Folge der Kölner Vierteljahrshefte für Soziologie
10	Kölner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie. Sonderheft
11	Studies in sociology
12	Teaching sociology
13	List of members
14	Report and accounts : for the year ended 31st December
15	International journal of table tennis sciences
16	The American journal of psychology
17	The American imago : a psychoanalytic journal for the arts and sciences
18	The American psychologist
19	Annual review of psychology
20	The American journal of family therapy
21	Behavioral neuroscience
22	International journal of family therapy
23	Contemporary family therapy
24	Creativity research journal
25	The Counseling psychologist
26	The Folio : a journal for focusing and experiential therapy
27	Harvest : journal for jungian studies
28	Health psychology : the official journal of the Division of Health Psychology
29	Journal of counseling psychology : a quarterly journal for psychologists and personnel workers concerned with the counseling of clients, students and employees
30	Journal of projective techniques & personality assessment
31	Journal of experimental psychology. General

32	Journal of experimental psychology. Animal behavior processes
33	Journal of experimental psychology. Animal learning and cognition
34	The journal of comparative and physiological psychology
35	Journal of comparative psychology
36	Japanese psychological research
37	Journal of consulting psychology
38	Journal of consulting and clinical psychology
39	Journal of marriage and family counseling
40	Journal of humanistic psychology
41	Journal of abnormal psychology
42	Journal of abnormal psychology and social psychology
43	The journal of abnormal and social psychology
44	Journal of abnormal psychology
45	Kyushu psychological studies
46	Psychological review
47	Psychological abstracts
48	Psychological bulletin
49	Psychological methods
50	Psychic research quarterly
51	Psyche
52	Personality & social psychology bulletin
53	Tohoku psychologica folia
54	Thinking & reasoning
55	Thinking & reasoning.[Reprint ed.]



## 資料 1 3

## 入試種別募集人数

学科名称	入学定員	編入学定員	入試種別募集人数					
			AO入試	公募制 推薦入試	一般入試	大学入試センター試験 利用入試	社会人入学者 選抜入試	編入学 試験
人間科学科	120	3	10	12	66	32	若干名	3
臨床心理学科	110	5	10	13	59	28	若干名	5

臨床心理学基礎実習 I ・ II

実習施設一覧及び実習受入承諾書の写し

## 北区立保育園における実習施設一覧

科目名：臨床心理学基礎実習Ⅰ、臨床心理学基礎実習Ⅱ

実習施設名	所在地	受入れ人数
浮間保育園	東京都北区浮間 1-9-3-101	最大 5 名
浮間東保育園	東京都北区浮間 3-34-1-101	最大 5 名
浮間さくら草保育園	東京都北区浮間 1-1-2	最大 5 名
赤羽北保育園	東京都北区赤羽北 1-5-5	最大 5 名
袋保育園	東京都北区赤羽北 2-15-2-101	最大 5 名
岩淵保育園	東京都北区赤羽 3-23-7	最大 5 名
赤羽台保育園	東京都北区赤羽台 1-1-12	最大 5 名
赤羽台つぼみ保育園	東京都北区赤羽台 1-1-13	最大 5 名
志茂北保育園	東京都北区志茂 5-21-2-101	最大 5 名
志茂保育園	東京都北区志茂 3-41-5	最大 5 名
赤羽保育園	東京都北区赤羽南 1-16-2-101	最大 5 名
志茂南保育園	東京都北区志茂 1-4-4	最大 5 名
桐ヶ丘保育園	東京都北区桐ヶ丘 1-3-9-101	最大 5 名
桐ヶ丘南保育園	東京都北区赤羽西 5-5-7-101	最大 5 名
赤羽西保育園	東京都北区赤羽西 4-42-9	最大 5 名
西が丘保育園	東京都北区西が丘 2-4-1	最大 5 名
神谷北つぼみ保育園	東京都北区神谷 2-42-4	最大 5 名
東十条保育園	東京都北区東十条 3-2-14	最大 5 名
東十条東保育園	東京都北区東十条 3-10-1	最大 5 名
桜田北保育園	東京都北区王子 5-2-3-101	最大 5 名
桜田北保育園（分園）	東京都北区王子 5-2-6-104	最大 5 名
桜田保育園	東京都北区王子 5-2-1-101	最大 5 名
桜田つぼみ保育園	東京都北区王子 5-2-8	最大 5 名

王子北保育園	東京都北区王子 3-23-7-113	最大 5 名
王子保育園	東京都北区王子 6-1-15	最大 5 名
豊島保育園	東京都北区豊島 7-17-8	最大 5 名
豊島つばみ保育園	東京都北区豊島 3-10-23	最大 5 名
豊島北保育園	東京都北区豊島 5-4-3-101	最大 5 名
豊島東保育園	東京都北区豊島 5-6-12-101	最大 5 名
豊島東保育園（分園）	東京都北区豊島 5-5-9-101	最大 5 名
上十条保育園	東京都北区上十条 3-24-8	最大 5 名
上十条南保育園	東京都北区上十条 3-3-20	最大 5 名
王子本町保育園	東京都北区王子本町 3-3-3-101	最大 5 名
堀船南保育園	東京都北区堀船 2-22-1-101	最大 5 名
滝野川北保育園	東京都北区滝野川 3-79-1-101	最大 5 名
滝野川北保育園つばみ分園	東京都北区滝野川 5-44-15	最大 5 名
滝野川保育園	東京都北区滝野川 3-46-2	最大 5 名
滝野川西保育園	東京都北区滝野川 6-84-12	最大 5 名
西ヶ原保育園	東京都北区西ヶ原 4-44-10	最大 5 名
西ヶ原東保育園	東京都北区西ヶ原 3-19-11	最大 5 名
西ヶ原南保育園	東京都北区西ヶ原 4-51-28	最大 5 名
栄町保育園	東京都北区栄町 33-3	最大 5 名
中里保育園	東京都北区中里 3-11-18	最大 5 名
中里保育園つばみ分園	東京都北区田端 4-17-1	最大 5 名
東田端保育園	東京都北区東田端 2-13-2-101	最大 5 名
田端保育園	東京都北区田端 3-24-14	最大 5 名

※ただし、年間の合計受入人数は承諾書の通りとする。

## 豊島区立保育園における実習施設一覧

科目名：臨床心理学基礎実習Ⅰ、臨床心理学基礎実習Ⅱ

実習施設名	所在地	受入れ人数
長崎保育園	東京都豊島区长崎 3-7-7	最大 5 名
南長崎第二保育園	東京都豊島区南長崎 2-3-21	最大 5 名
池袋第三保育園	東京都豊島区池袋 3-58-15	最大 5 名
池袋第二保育園	東京都豊島区池袋本町 3-4-5	最大 5 名
駒込第三保育園	東京都豊島区駒込 2-3-3	最大 5 名
駒込第二保育園	東京都豊島区駒込 5-1-3	最大 5 名
高松第二保育園	東京都豊島区高松 1-7-13	最大 5 名
南大塚保育園	東京都豊島区南大塚 2-36-3	最大 5 名
池袋第五保育園	東京都豊島区池袋 3-26-22	最大 5 名
要町保育園	東京都豊島区要町 3-17-11	最大 5 名
高松第一保育園	東京都豊島区高松 3-10-7	最大 5 名
東池袋第一保育園	東京都豊島区東池袋 2-60-19	最大 5 名
南長崎第一保育園	東京都豊島区南長崎 5-23-7	最大 5 名
目白第二保育園	東京都豊島区目白 2-23-9	最大 5 名
池袋第一保育園	東京都豊島区上池袋 3-39-11	最大 5 名
高南保育園	東京都豊島区高田 1-24-14	最大 5 名
巣鴨第一保育園	東京都豊島区巣鴨 3-15-20	最大 5 名
西池袋第二保育園	東京都豊島区西池袋 4-22-18	最大 5 名
西巣鴨第三保育園	東京都豊島区西巣鴨 1-2-14	最大 5 名
西巣鴨第二保育園	東京都豊島区北大塚 3-12-12	最大 5 名
東池袋第二保育園	東京都豊島区東池袋 2-34-1	最大 5 名
目白第一保育園	東京都豊島区目白 5-18-2	最大 5 名

※ただし、年間の合計受入人数は承諾書の通りとする。

別紙

### 文京区立保育園における実習施設一覧

科目名：臨床心理学基礎実習Ⅰ、臨床心理学基礎実習Ⅱ

実習施設名	所在地	受入れ人数
藍染保育園	東京都文京区根津 2-34-15	最大 5 名
青柳保育園	東京都文京区関口 3-2-5	最大 5 名
大塚保育園	東京都文京区大塚 6-22-19	最大 5 名
こひなた保育園	東京都文京区小日向 1-21-1	最大 5 名
駒込保育園	東京都文京区千駄木 3-19-17	最大 5 名
さしがや保育園	東京都文京区白山 2-32-6	最大 5 名
しおみ保育園	東京都文京区千駄木 2-27-8	最大 5 名
水道保育園	東京都文京区水道 1-3-26	最大 5 名
千石保育園	東京都文京区千石 1-4-3	最大 5 名
千石西保育園	東京都文京区千石 3-15-15	最大 5 名
久堅保育園	東京都文京区小石川 5-27-7	最大 5 名
本郷保育園	東京都文京区本郷 1-28-12	最大 5 名
本駒込保育園	東京都文京区本駒込 5-63-2	最大 5 名
本駒込西保育園	東京都文京区本駒込 2-9-16	最大 5 名
本駒込南保育園	東京都文京区本駒込 3-11-14	最大 5 名
向丘保育園	東京都文京区向丘 1-3-11	最大 5 名
目白台保育園	東京都文京区目白台 1-5-1	最大 5 名

※ただし、年間の合計受入人数は承諾書の通りとする。

**臨床心理学演習（インターン）**

**実習施設一覧及び実習受入承諾書の写し**

## 板橋区立学校における実習施設一覧

科目名：臨床心理学演習（インターン）

実習施設名	所在地	受入れ人数
赤塚小学校	東京都板橋区赤塚 3-1-22	最大 1 名
板橋第四小学校	東京都板橋区板橋 4-9-13	最大 1 名
板橋第五小学校	東京都板橋区中丸町 19-1	最大 1 名
板橋第六小学校	東京都板橋区大山町 13-1	最大 1 名
板橋第九小学校	東京都板橋区栄町 6-1	最大 1 名
大山小学校	東京都板橋区大山西町 19-1	最大 1 名
加賀小学校	東京都板橋区稲荷台 23-1	最大 1 名
上板橋小学校	東京都板橋区東山町 47-3	最大 1 名
北野小学校	東京都板橋区徳丸 3-23-1	最大 1 名
北前野小学校	東京都板橋区前野町 5-44-3	最大 1 名
志村坂下小学校	東京都板橋区相生町 26-14	最大 1 名
志村小学校	東京都板橋区志村 2-16-3	最大 1 名
志村第一小学校	東京都板橋区泉町 17-1	最大 1 名
志村第二小学校	東京都板橋区志村 1-7-1	最大 1 名
志村第三小学校	東京都板橋区清水町 83- 1	最大 1 名
志村第五小学校	東京都板橋区西台 3-38-23	最大 1 名
志村第六小学校	東京都板橋区坂下 2-18-1	最大 1 名
下赤塚小学校	東京都板橋区赤塚 6-14-1	最大 1 名
高島第二小学校	東京都板橋区高島平 2-25-1	最大 1 名
高島第三小学校	東京都板橋区高島平 4-21-1	最大 1 名
高島第六小学校	東京都板橋区高島平 1-50-1	最大 1 名
徳丸小学校	東京都板橋区徳丸 1-21-1	最大 1 名
中台小学校	東京都板橋区中台 1-9-7	最大 1 名



成増小学校	東京都板橋区成増 1-11-1	最大 1 名
蓮根小学校	東京都板橋区蓮根 3-10-1	最大 1 名
蓮根第二小学校	東京都板橋区蓮根 3-15-5	最大 1 名
富士見台小学校	東京都板橋区前野町 1-10-1	最大 1 名
舟渡小学校	東京都板橋区舟渡 3-6-15	最大 1 名
前野小学校	東京都板橋区前野町 6-40-1	最大 1 名
緑小学校	東京都板橋区中台 3-27-1	最大 1 名
向原小学校	東京都板橋区向原 2-34-1	最大 1 名
弥生小学校	東京都板橋区弥生町 19-1	最大 1 名
若木小学校	東京都板橋区若木 1-14- 1	最大 1 名
桜川中学校	東京都板橋区桜川 1-2-1	最大 1 名
志村第二中学校	東京都板橋区小豆沢 1-21-1	最大 1 名

※ただし、年間の合計受入人数は承諾書の通りとする。

### 豊島区立小学校等における実習施設一覧

科目名：臨床心理学演習（インターン）

実習施設名	所在地	受入れ人数
柚子の木教室	東京都豊島区雑司が谷 3-1-7 千登世橋教育文化センター内	最大 10 名 (各曜日 2 名)
池袋第一小学校	東京都豊島区上池袋 4-28-1	2 名程度
仰高小学校	東京都豊島区駒込 5-1-19	2 名程度
西巣鴨小学校	東京都豊島区西巣鴨 1-27-1	2 名程度
朋有小学校	東京都豊島区東池袋 4-40-1	2 名程度
南池袋小学校	東京都豊島区南池袋 3-18-12	2 名程度

※ただし、年間の合計受入人数は承諾書の通りとする。

### 個別施設における実習施設一覧

科目名：臨床心理学演習（インターン）

実習施設名	所在地	受入れ人数
就労継続支援 B 型事業所 アン	東京都世田谷区仲町 2-21-12 なかまち NPO センター 205 号	最大 5 名
ふれあいの里・どんぐり	埼玉県入間郡毛呂山町 西大久保 695-2	最大 2 名
文京区 教育推進部教育センター ふれあい学級	東京都文京区湯島 4 丁目 7-10	最大 10 名 (各曜日 2 名)

心理社会学部人間科学科の履修モデル(編入学生)

資料16

科目区分		3年次		4年次		履修単位数		
		5	6	7	8			
第Ⅰ類科目	学びの窓口	文化						
		社会						
		自然						
		地域						
第Ⅰ類科目	学びの技法	基礎科目						
		展開科目						
第Ⅱ類科目	学部共通部門	基礎科目	心理社会研究入門				12	
			社会学の基礎A					
			社会学の基礎B					
			心理学の基礎A					
		現代心理社会科目		心理学研究法A				4
				社会調査法A				
				ライフコース論				
				ジェンダー論				
	基礎部門	人間科学の基礎					6	
		基礎ゼミナールⅠ	基礎ゼミナールⅡ					
	研究法部門		社会学の理論と方法				2	
	専門部門	人間発達科目(A群)	基礎心理学				16	
				青年期とアイデンティティ				
			脳と心					
			動物と人間の心理学					
			生命科学					
				健康心理学				
現代社会生活科目(B群)						発達心理学	16	
						親と子の発達心理学		
		現代社会論						
		社会心理学						
現代社会生活科目(B群)			コミュニケーションの心理学			16		
			コミュニケーション論					
			家族の社会学					
			職場の社会学					
特別研究					都市と地域の社会学	0		
					出版文化論			
演習科目	人間科学専門演習Ⅰ	人間科学専門演習Ⅱ				4		
				卒業論文		8		
第Ⅰ類科目の必修単位26単位を含む合計56単位を認定						56		
履修単位数	第Ⅰ類科目							
	第Ⅱ類科目	20	28	8	12	68		
	第Ⅰ類科目の必修単位26単位を含む合計56単位を認定						56	
合計						124		

心理社会学部臨床心理学科の履修モデル(編入学生)

資料17

科目区分		3年次		4年次		履修単位数	
		5	6	7	8		
第Ⅰ類科目	学びの窓口	文化					
		社会					
		自然					
		地域					
	学びの技法	基礎科目					
展開科目							
第Ⅱ類科目	学部共通部門	基礎科目	心理社会研究入門				10
			社会学の基礎A				
			心理学の基礎A				
			心理学の基礎B				
	現代心理社会科目	非行犯罪臨床心理学					4
		コミュニティ心理学					
	基礎部門	基礎ゼミナールⅠ	基礎ゼミナールⅡ				6
		心理査定法					
	方法・研究部門	認知心理学					16
		発達心理学					
		家族臨床心理学					
		産業臨床心理学					
		臨床心理学実務特講					
				臨床心理学技法特講			
				臨床心理学理論特講			
演習・実習部門	心理学基礎演習			臨床心理学基礎実習Ⅰ	臨床心理学基礎実習Ⅱ	6	
専門ゼミナール部門	臨床心理学専門ゼミナール	臨床心理学専門ゼミナール	臨床心理学専門ゼミナール	臨床心理学専門ゼミナール	臨床心理学専門ゼミナール	8	
応用部門	臨床調査研究法			臨床心理学技法演習		6	
				卒業論文		8	
履修単位数	第Ⅰ類科目						
	第Ⅱ類科目	24	16	15	7	62	
	合計	24	16	15	7	124	
第Ⅰ類科目の必修単位26単位を含む合計62単位を認定						62	